

令和5年度

尾張福祉相談センター事業概要

愛知県尾張福祉相談センター

目 次

第1 尾張福祉相談センターの概要

1 沿革	1
2 管内の概要	3
3 組織及び事務分掌	6

第2 地域福祉課

1 生活保護	
(1) 生活保護制度の概要	7
(2) 保護の状況	7
2 生活困窮者自立支援	
(1) 生活困窮者自立相談支援事業	11
(2) 住居確保給付金支給事業	11
(3) 愛知県子どもの学習支援事業	12
(4) 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金事業	12
3 地域福祉	
(1) 民生委員・児童委員	13
(2) 社会福祉協議会	13
4 児童福祉	
(1) 保育所	15
(2) 助産施設への入所	17
(3) 母子生活支援施設への入所	17
5 ひとり親家庭への支援	
(1) 母子家庭等に対する相談支援体制	18
(2) 母子父子寡婦福祉資金	19
(3) 母子・父子家庭自立支援給付金	20
(4) 児童扶養手当	22
(5) 遺児手当	23
6 女性相談センター尾張駐在室	
(1) 制度の概要	25
(2) 保護の機関	25
7 尾張福祉相談センター家庭児童相談室	27
8 高齢者福祉	
(1) 介護保険	29
(2) 介護員養成研修事業者指定事務	32
(3) 老人福祉施設等の設置状況	33
(4) 圏域保健医療福祉推進会議	34

9 障害児・者福祉

- (1) 障害者に対する手当・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 5
- (2) 障害保健福祉圏域会議・・・・・・・・・・・・ 4 1

第3 企画・児童指導課、児童相談課 (中央児童・障害者相談センター<児童部門>)

- 1 企画・児童指導課、児童相談課の概要・・・・・・・・ 4 2
- 2 企画・児童指導課、児童相談課の業務・・・・・・・・ 4 2
 - (1) 相談種別地区別受付件数・・・・・・・・ 4 3
 - (2) 相談種別対応状況・・・・・・・・ 4 4
 - (3) 児童福祉施設等への措置等の状況・・・・・・・・ 4 5
 - (4) 里親・・・・・・・・ 4 5
 - (5) 療育手帳・証明書等申請交付状況・・・・・・・・ 4 6
 - (6) 一時保護状況・・・・・・・・ 4 6
 - (7) 電話相談（子ども・家庭110番）・・・・ 4 6

第4 障害者相談課 (中央児童・障害者相談センター<障害者相談部門>)

- 1 障害者相談課の概要・・・・・・・・ 4 7
 - (1) 主な業務・・・・・・・・ 4 7
 - (2) 令和4年度相談実績・・・・・・・・ 4 8
- 2 障害者相談課の業務
 - (1) 身体障害者手帳の交付（身体障害等級の認定）・・・・ 4 8
 - (2) 自立支援医療（更生医療）の要否判定・・・・・・・・ 5 0
 - (3) 透析療法審査会議の開催・・・・・・・・ 5 1
 - (4) 補装具の要否判定・・・・・・・・ 5 1
 - (5) 療育手帳の交付・・・・・・・・ 5 2
 - (6) 障害基礎年金診断書等の作成・・・・・・・・ 5 3
 - (7) 巡回相談の実施・・・・・・・・ 5 3
- 3 参考資料
 - (1) 管内身体障害者手帳所持者数・・・・・・・・ 5 3
 - (2) 管内療育手帳所持者数（18歳以上）・・・・ 5 3
 - (3) 身体・知的障害者更生相談所業務の概要・・・・ 5 4
 - (4) 本県における身体・知的障害者更生相談所の沿革・・・・ 5 5
 - (5) 身体障害者手帳発行機関の推移・・・・・・・・ 5 5

第 1 尾張福祉相談センターの概要

1 沿革

尾張福祉相談センターは、平成 20 年 4 月 1 日地方機関の見直しにより「尾張事務所健康福祉課」と「中央児童・障害者相談センター」が統合された機関である。

生活保護業務(福祉事務所)やDV(夫等からの暴力)相談等を行っていた「健康福祉課」、児童の養護相談などを行っていた「児童相談センター」及び障害のある方への相談・手帳の判定業務等を行っていた「身体障害者・知的障害者更生相談所」が統合されたものである。

年月日	地域福祉課 (旧尾張事務所民生課) (" 健康福祉課)	企画・児童指導課 児童相談課 (旧中央児童相談所)	障害者相談課 (旧身体障害者更生相談所・ 知的障害者更生相談所)
S23. 4. 1	尾張事務所に民生課設置 位置：名古屋市中区南外堀町	中央児童相談所開設 (一時保護所附設) 位置：名古屋市中村区鷹羽町	身体障害者更生相談所設置 (日赤愛知県支部内) 位置：名古屋市中区新栄町
S24. 7. 1		移転 位置：名古屋市中区王子町	
S28. 11. 1			
S30. 11. 10			移転(県医師会館内) 位置：名古屋市中区南久屋町
S30. 12			
S33. 7. 20		移転 位置：名古屋市中区京町	
S33. 8			移転(県社会福祉会館内) 位置：名古屋市中区京町
S34. 6. 10		一時保護所移転 位置：名古屋市千種区田代町	
S35. 7. 1			精神薄弱者更生相談所設置 (県社会福祉会館内)
S38. 10			移転(身体・精神) 位置：名古屋市熱田区森後町(健身会館内)
S44. 8. 14		移転(一時保護所を含む) 位置：名古屋市中区正木	移転(知的) (中央児童相談所内)
S44. 10. 15			
S46. 3. 16	移転 位置：名古屋市中区三の丸 (現県議会議事堂)		
S47. 4. 1		一時保護業務の集中管理 (一宮、岡崎、豊橋児童相談所の一時保護業務を廃止) 管轄区域の変更 (半田児童相談所の新設に伴い知多地域(5市5町)を分離)	
S48. 4. 1			
S48. 5. 28	移転 位置：名古屋市中区丸の内 (現住宅供給公社ビル内)		
S51. 4. 1			市の身体障害者手帳交付事務が移管される 管轄区域の変更 (心身障害者更生相談所の設置に伴い管轄区域を分割)
S52. 5. 1			

年月日	地域福祉課 (旧尾張事務所民生課) (〃 健康福祉課)	企画・児童指導課 児童相談課 (旧中央児童相談所)	障害者相談課 (旧身体障害者更生相談所・ 知的障害者更生相談所)
S61. 2. 24	移転 位置：名古屋市中区三の丸 (現県自治センター内)	管轄区域の変更 (津島児童相談所の新設に伴い津島市・海部地域(1市12町村)を分離)	管轄区域の変更 (名古屋市精神薄弱更生相談所の開設に伴い名古屋地区の業務を移管)
H元. 4. 1			
H5. 4. 1			
H9. 6. 2			
H11. 4. 1			
H14. 4. 1	尾張事務所に健康福祉課設置	中央児童・障害者相談センターの設置 (地方機関の見直しによる名称及び体制の変更により中央児童相談所、身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所を統合)	名称の変更 (知的障害者福祉法への改正に伴い知的障害者更生相談所と名称変更)
H15. 4. 1			町村の身体障害者手帳事務が移管される
H20. 4. 1	尾張福祉相談センター設置(地方機関の見直しによる名称及び体制の変更) (尾張事務所健康福祉課と中央児童・障害者相談センターが統合される。春日井児童相談センターの設置に伴い春日井市・小牧市を分離。一時保護所(保護課)を西三河福祉相談センターに所管替え)		

<福祉相談センターの組織構成>

機 能	根拠法令	行政機関の名称	当センターの課名
福祉事務所	社会福祉法	尾張福祉事務所	地域福祉課
児童相談所	児童福祉法	中央児童・障害者相談 センター	企画・児童指導課 児童相談課
身体障害者更生相談所	身体障害者福祉法		障害者相談課
知的障害者更生相談所	知的障害者福祉法		

2 管内の概要

尾張福祉相談センターは、名古屋市中区に位置し、所管区域は名古屋市を扇状に囲むように隣接する愛知県の北西部地域である。南部で名古屋市、海部地域及び知多地域、東部で豊田加茂、西三河地域と接し、北西は木曽川を境として岐阜県に接している。

令和5年4月1日現在、一宮市を始め14市4町で、総面積761.3㎢で全県の14.7%、人口は約187万人で県人口の約25.1%を占めている。

尾張福祉相談センターには、尾張福祉事務所及び中央児童・障害者相談センターが置かれ、それぞれの所管区域は、別表1のとおり定められている。ただし、地域福祉課の分掌事務で介護保険事業所の指定及び指導に関するもの及び障害者相談課の分掌事務について、所管区域は別に定められており別表2のとおりである。

地勢としては、木曽川、長良川及び揖斐川の木曽三川によってつくられた全国有数の沖積平野である濃尾平野の一角であり、概して平坦な地形で、地質も肥沃であり農業にも適し、米作の他園芸を中心とした近郊型農業も盛んである。

また、管内には東名・名神高速道路が東西に通じ、東海北陸・中央自動車道が岐阜県、長野県に延びている他、多くの主要地方道が縦横に走り、交通の要所ともなっていて、繊維、陶磁器業の地場産業に加え、機械、航空、電機工業等各種の産業が発達しており中京工業地帯の一角を形成している。

別表1

区 分	所 管 区 域
尾張福祉相談センター	一宮市、瀬戸市、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市 尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、長久手市 愛知郡東郷町、西春日井郡豊山町、丹羽郡大口町、扶桑町 (計 14 市 4 町)
尾張福祉事務所	愛知郡東郷町、西春日井郡豊山町、丹羽郡大口町、扶桑町 (計 4 町)
中央児童・障害者相談センター	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市 長久手市、愛知郡東郷町、西春日井郡豊山町 (計 7 市 2 町)

別表2

区 分	所 管 区 域
地域福祉課 介護保険事業所の指定 及び指導事務	一宮市(※)、瀬戸市、半田市、春日井市、津島市、犬山市、常滑市 江南市、小牧市、稲沢市、東海市、大府市、知多市、尾張旭市 岩倉市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市 あま市、長久手市、愛知郡東郷町、西春日井郡豊山町 丹羽郡大口町、扶桑町、海部郡大治町、蟹江町、飛島村 知多郡阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町 (計 23 市 12 町村) (※一宮市が令和3年4月より中核市となったため、業務内容により 所管外となる場合がある。)
障害者相談課の分掌事務	一宮市(※)、瀬戸市、半田市、春日井市、津島市、犬山市、常滑市 江南市、小牧市、稲沢市、東海市、大府市、知多市、尾張旭市 岩倉市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市 あま市、長久手市、愛知郡東郷町、西春日井郡豊山町 丹羽郡大口町、扶桑町、海部郡大治町、蟹江町、飛島村 知多郡阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町 (計 23 市 12 町村) (※一宮市が令和3年4月より中核市となったため、身体障害者手帳の 交付に関する業務については、所管外となる。)

尾張福祉相談センター管内略図



市町村合併の推移

平成17年 4月 1日	一宮市（一宮市、尾西市、木曽川町）
平成17年 4月 1日	稲沢市（稲沢市、祖父江町、平和町）
平成17年 7月 7日	清須市（西枇杷島町、清洲町、新川町）
平成18年 3月20日	北名古屋市（師勝町、西春町）
平成21年10月 1日	清須市（清須市、春日町）
平成24年 1月 4日	長久手市 市制施行

管内の人口

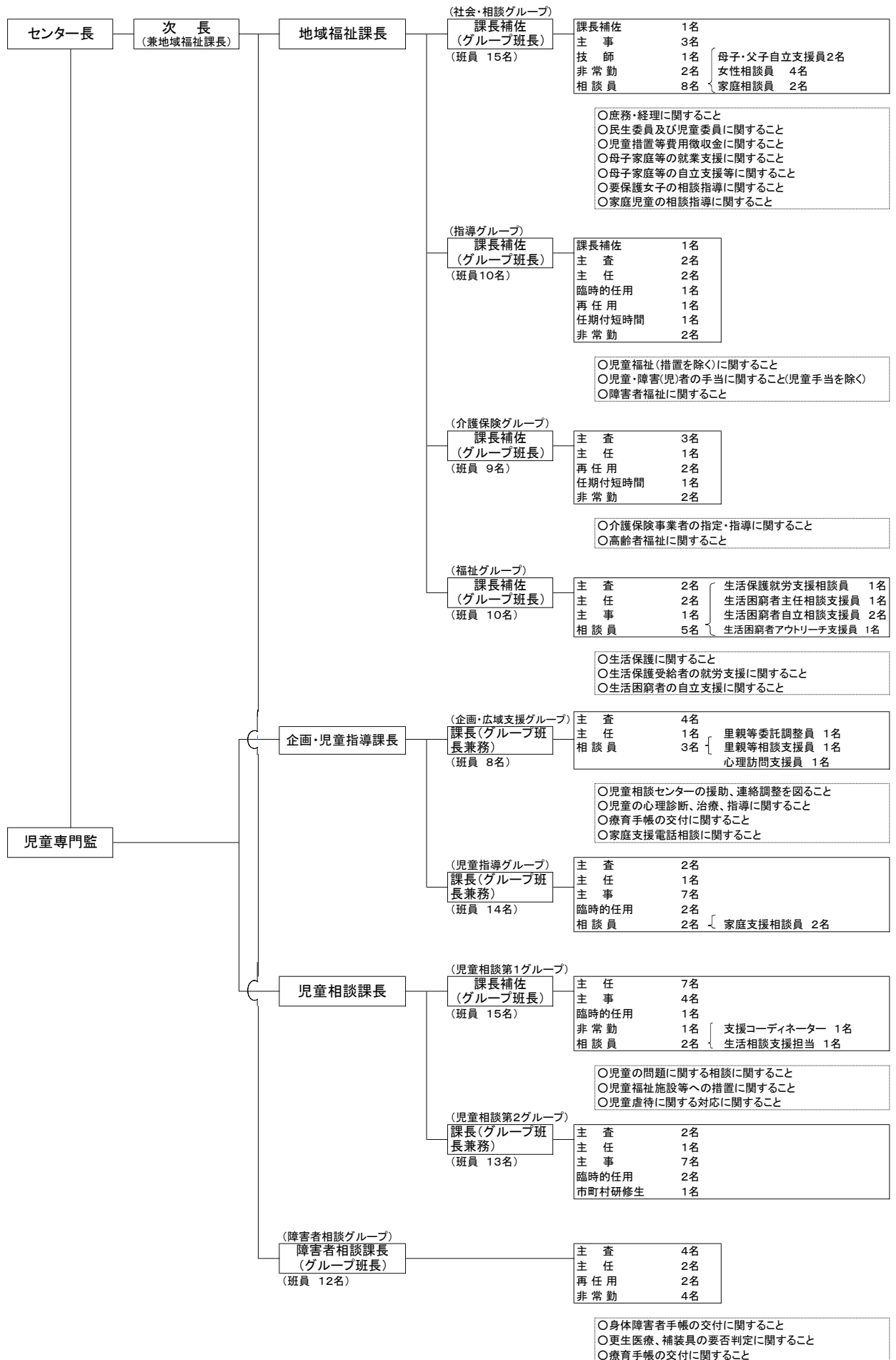
		2023年(令和5年)4月1日現在(人)		2022年(令和4年)10月1日現在(人、%)							
市 町		世帯数	総人口	世帯数	総人口	年 齢 3 区 分 人 口					
						0～14歳		15～64歳		65歳以上	
						実 数	構成比	実 数	構成比	実 数	構成比
愛 知 県		3,305,610	7,475,630	3,293,208	7,497,521	948,119	12.6	4,629,686	61.7	1,919,716	25.6
管内	市 部	745,477	1,761,053	743,117	1,766,826	227,723	12.9	1,069,251	60.5	469,852	26.6
	町 部	47,506	117,896	47,094	117,869	16,883	14.3	72,009	61.1	28,977	24.6
	計	792,983	1,878,949	790,211	1,884,695	244,606	13.0	1,141,260	60.6	498,829	26.5
一 宮 市		155,334	375,231	154,577	376,327	46,821	12.4	224,380	59.6	105,126	27.9
瀬 戸 市		53,359	126,543	53,183	127,004	15,330	12.1	73,140	57.6	38,534	30.3
春 日 井 市		133,230	305,592	133,055	306,774	39,489	12.9	186,249	60.7	81,036	26.4
犬 山 市		29,772	71,952	29,849	72,471	8,359	11.5	42,699	58.9	21,413	29.5
江 南 市		39,422	96,677	39,283	97,068	11,717	12.1	57,435	59.2	27,916	28.8
小 牧 市		63,393	146,543	63,330	147,174	18,297	12.4	91,248	62.0	37,629	25.6
稲 沢 市		52,759	132,219	52,615	132,992	16,592	12.5	78,842	59.3	37,558	28.2
尾 張 旭 市		34,948	83,121	34,812	83,224	11,163	13.4	50,169	60.3	21,892	26.3
岩 倉 市		21,977	47,710	21,821	47,710	5,726	12.0	29,677	62.2	12,307	25.8
豊 明 市		29,700	68,570	29,613	68,830	8,337	12.1	42,161	61.3	18,332	26.6
日 進 市		37,850	92,767	37,697	92,804	14,723	15.9	58,510	63.0	19,571	21.1
清 須 市		29,633	66,897	29,490	67,093	9,164	13.7	41,089	61.2	16,840	25.1
北名古屋市		37,004	86,323	36,760	86,331	11,909	13.8	53,447	61.9	20,975	24.3
長 久 手 市		27,096	60,908	27,032	61,024	10,096	16.5	40,205	65.9	10,723	17.6
愛知郡東郷町		17,199	43,778	16,977	43,632	6,426	14.7	26,790	61.4	10,416	23.9
西春日井郡豊山町		6,886	15,661	6,869	15,724	2,329	14.8	9,834	62.5	3,561	22.6
丹羽郡	大 口 町	9,434	24,250	9,359	24,256	3,527	14.5	14,731	60.7	5,998	24.7
	扶 桑 町	13,987	34,207	13,889	34,257	4,601	13.4	20,654	60.3	9,002	26.3
	計	23,421	58,457	23,248	58,513	8,128	13.9	35,385	60.5	15,000	25.6

出典:統計課「愛知県人口動向調査結果」(令和2年国勢調査確定値を基礎とした推計値)

(注)年齢別人口は、総務省統計局において算出した令和2年国勢調査結果(確定値)「不詳補完値」を基礎とし推計している。

3 組織及び事務分掌

(令和5年4月1日現在)



第2 地域福祉課

1 生活保護

(1) 生活保護制度の概要

憲法第25条の生存権の理念に基づき制定された生活保護法（昭和25年法律第144号）により、困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする社会保障制度の一つである。

【注】国民が対象者であるが、一定の要件を満たす外国人も準用される。

福祉事務所を設置する義務のある都道府県・市と異なり町・村には設置義務がないため、尾張福祉事務所は、愛知郡東郷町・西春日井郡豊山町・丹羽郡大口町・同扶桑町を管轄する。

具体的扶助内容は生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助の8種類で、医療扶助・介護扶助は現物給付（医療機関で治療を受ける等）であるが、その他はすべて金銭給付である。

生活保護は世帯を単位として、その要否や程度を決定する。また、保護の基準は要保護者の年齢、世帯構成員数、居住地等に応じ、厚生労働大臣が定めることとなっており、厚生労働省の告示等により示されている。

令和5年9月末までの保護基準による、標準3人世帯の生活扶助基準は次のとおりである。

標準3人世帯における最低生活費（夫33歳・妻29歳・子4歳の世帯構成）

級地区分	生活扶助	
3級地—1	※130,800円	冬季・児童養育加算除く 住宅扶助別途

（注）管内の級地（東郷町、豊山町、大口町、扶桑町）は3級地—1である。

【参考】生活保護費の支給額は、上表の最低生活費から勤労収入・年金等を控除した残額となる。

(2) 保護の状況

保護の動向は、社会・経済情勢、福祉施策の整備拡充等の影響を強く受ける。保護率（人口に対する受給者人数の割合）は、比較的低水準で推移していたが、平成20年秋のリーマンショックに端を発した経済不況により生活保護の受給世帯が急増した。平成23年度をピークに減少傾向でここ数年は横ばい状態であったが、平成30年度より増加傾向に転じ、平成31年度からは保護率3%を超え、ここ数年はやや増加状態となっていたが、令和2年度からの新型コロナウイルス感染拡大長期化による影響は、当管内での生活保護への大きな変化は認められず、やや微減で推移している。

生活保護費扶助別支出額

(単位：円、%)

区 分		年度	支 出 額	構成比	備 考
保 護 費	生 活 扶 助 費	2	161,099,092	20.51	介護扶助事務所支出額
		3	162,558,179	20.49	2： 9,361 円
		4	165,512,038	20.70	3： 68,280 円
	住 宅 扶 助 費	2	94,868,877	12.08	4： 11,210 円
		3	98,125,425	12.37	本庁支出額
		4	96,461,648	11.70	2： 22,092,927 円
	教 育 扶 助 費	2	2,029,858	0.26	3： 22,092,927 円
		3	719,676	0.09	4： 29,071,520 円
		4	340,011	0.04	医療扶助
	介 護 扶 助 費	2	22,102,288	2.81	事務所支出額
		3	28,044,109	3.53	2： 480,793 円
		4	29,082,730	3.53	3： 1,250,080 円
	医 療 扶 助 費	2	480,145,796	61.14	4： 4,043,125 円
		3	479,196,581	60.40	本庁支出額
		4	504,145,541	61.13	2： 477,846,481 円
	出 産 扶 助 費	2	0	0	3： 477,946,501 円
		3	0	0	4： 500,102,416 円
		4	0	0	
	生 業 扶 助 費	2	674,974	0.09	
		3	1,069,455	0.13	
		4	737,560	0.09	
	葬 祭 扶 助 費	2	1,708,505	0.22	
		3	1,026,699	0.13	
		4	1,964,153	0.24	
	就労自立給付金	2	0	0	
		3	0	0	
		4	94,110	0.01	
	進学準備給付金	2	0	0	
		3	0	0	
		4	200,000	0.02	
	保護施設事務費	2	22,669,128	2.89	
		3	22,669,128	2.89	
		4	26,132,402	3.17	対前年度比
	合 計	2	785,298,518		102.69%
		3	793,436,866		101.03%
		4	824,670,193		103.94%

地区別保護の状況

区 分	年度	合 計	東郷町	豊山町	大口町	扶桑町
被保護世帯	2	329	87	83	61	98
	3	313	88	76	61	88
	4	320	91	75	64	90
被保護人員 (人)	2	400	111	93	71	125
	3	370	107	85	72	106
	4	379	113	87	74	105
保護率 (‰) 保護率算定の人口 は、各前年の7月 現在の数値を使用	2	3.38	2.51	5.93	2.92	3.65
	3	3.13	2.43	5.42	2.96	3.10
	4	3.21	2.58	5.56	3.05	3.21

(注) 各年度末(3月31日)現在における数値である。

扶助別受給者数

(令和5年3月31日現在)(単位:人)

区 分			合 計	東郷町	豊山町	大口町	扶桑町
生活扶助人員			301	81	68	64	88
住宅扶助人員			314	85	76	63	90
教育扶助人員			4	2	1	0	1
介護扶助人員			101	24	27	16	34
出産扶助人員			0	0	0	0	0
生業扶助人員			7	1	0	2	4
葬祭扶助人員			2	0	2	0	0
医療扶助人員	入院	精神	24	16	3	3	2
		その他	17	4	5	4	4
	入院外	精神	10	2	0	4	4
		その他	285	84	61	57	83

世帯類型別保護状況

(単位：世帯)

町名	年度	単身世帯				2人以上の世帯					合計
		高齢	傷病 障害	その他	計	高齢	母子	傷病 障害	その他	計	
東郷町	2	37	29	4	70	9	0	3	5	17	87
	3	43	26	3	72	8	0	2	6	16	88
	4	45	22	6	73	7	1	2	8	18	91
豊山町	2	56	13	4	73	7	1	0	2	10	83
	3	53	13	1	67	6	1	0	2	9	76
	4	51	11	4	66	5	2	0	2	9	75
大口町	2	38	11	3	52	4	2	2	1	9	61
	3	35	14	1	50	4	1	4	2	11	61
	4	38	14	3	55	3	0	4	2	9	64
扶桑町	2	50	25	6	81	2	4	4	7	17	98
	3	46	25	4	75	1	2	3	7	13	88
	4	48	28	4	80	1	2	2	5	10	90
計	2	181	78	17	276	22	7	9	15	53	329
	3	177	78	9	264	19	4	9	17	49	313
	4	182	75	17	274	16	5	8	17	46	320

(注) 各年度末(3月31日)現在における数値である。

2 生活困窮者自立支援

(1) 生活困窮者自立相談支援事業

平成27年4月1日から、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある生活困窮者に対して自立支援に関する措置を講じて自立の促進を図るための生活困窮者自立支援法が施行され、福祉事務所は必須事業として生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給を行うこととなった。

新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響で、令和2年度に新規相談受付件数は急増し、令和3年度も緊急小口貸付等の特例貸付相談等により新規相談受付件数は増加となったが、令和4年度は生活様式の変化や感染の収束とともに、新規相談受付件数は大幅に減少した。

	年度	合計	東郷町	豊山町	大口町	扶桑町
新規面談人数	3	309	165	77	28	39
	4	87	36	32	9	10
プラン策定件数	3	1	0	0	0	1
	4	0	0	0	0	0

(2) 住居確保給付金支給事業

平成27年4月1日からは生活困窮者自立支援法が施行され、生活保護の受給に至っていない勤労意欲のある離職者等に対して家賃相当分の住居確保給付金支給と就労支援を行うものとされ、当管内年間支給件数は年数件であったが、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、令和2年4月20日から新型コロナウイルス感染拡大による休業や勤務時間の減少により収入が減少した者も支給対象者とされたため、令和2年度は77件に急増したが、令和3年度は26件、令和4年度は17件と生活様式の変化や感染の収束とともに減少したが、生活困窮者の生活の下支えとして大きな役割を果たした。

住居確保給付金支給決定者

(単位:世帯)

町 名	年度	決定者数	世 帯		性 別	
			単 身	複 数	男 性	女 性
東 郷 町	3	15	8	7	8	7
	4	6	3	3	5	1
豊 山 町	3	4	3	1	4	0
	4	6	3	3	5	1
大 口 町	3	5	2	3	3	2
	4	3	2	1	2	1
扶 桑 町	3	2	2	0	2	0
	4	2	1	1	1	1
合 計	3	26	15	11	17	9
	4	17	9	8	13	4

(3) 愛知県子どもの学習支援事業

平成29年度より、貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯の子ども（小学生・中学生・高校生）を対象に、将来の進路選択の幅を広げるとともに自立した生活を送れるよう、基礎学力の定着を目的として実施している。なお、平成29年度に扶桑町、平成30年度は東郷町と大口町、令和元年度からの豊山町で管内全4町での実施となった。

(単位：人)

	合計	東郷町	豊山町	大口町	扶桑町
参加人数	57	20	9	18	10

(4) 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金事業

新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮する世帯のうち、緊急小口貸付等の特例貸付を利用できない世帯に対して、就労による自立を図るため、また、それが困難な場合には円滑に生活保護の受給へつなげるため、令和3年7月から新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を支給した（令和4年度事業終了）。

(単位：人)

	合計	東郷町	豊山町	大口町	扶桑町
支給世帯数	35	19	4	4	8

3 地 域 福 祉

(1) 民生委員・児童委員

民生委員は厚生労働大臣の委嘱を受けて、地域住民の福祉向上のため活動している民間の協力機関である。

また、民生委員は児童福祉法により児童委員を兼ねており、要保護児童の福祉及び福祉事務所等の行政機関への連絡、協力の業務等、広範囲の任務を担っている。児童を取り巻く環境が年々複雑かつ厳しくなっている現状を考慮して、児童委員活動のさらなる推進を図るために、児童福祉に関する事項を専門に担当する主任児童委員制度が平成6年1月1日に創設された。

なお、民生委員・児童委員の任期は3年である。

(2) 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づく民間福祉団体であり、地域住民組織、民生委員・児童委員、福祉団体等の参加により構成され、地域福祉の中核として全ての市町村に設置されている。

社会福祉協議会では、住民の福祉活動の場づくり、仲間づくりなどの支援や、社会福祉関係団体等と連携をとりながら活動をすすめるとともに福祉サービスの企画・実施に努めている。

民 生 (児 童) 委 員 数

(令和5年4月1日現在) (単位:人)

町 名	定 数	現 員 数	欠 員	協議会数
東 郷 町	50	47 (3)	3	1
豊 山 町	26	18 (1)	8	1
大 口 町	33	33 (2)	0	1
扶 桑 町	45	45 (2)	0	1
合 計	154	143 (8)	11	4

(注) () 内の数値は、主任児童委員を再掲したものである。

民生（児童）委員の活動状況

(単位:件、%)

区 分		2年度	3年度	令和4年度		
				件 数	構成比	一人当たり の取扱件数 (注1)
内容別相談・支援件数	在宅福祉	178	202	298	10.5	2.0
	介護保険	84	109	39	1.4	0.3
	健康・保健医療	57	73	101	3.6	0.7
	子育て・母子保健	337	265	295	10.4	1.9
	子どもの地域生活	51	39	115	4.0	0.8
	子どもの教育・学校生活	34	63	46	1.6	0.3
	生活費	21	20	41	1.4	0.3
	年金・保険	5	5	4	0.1	0.1
	仕事	15	3	4	0.1	0.1
	家族関係	57	41	78	2.7	0.5
	住居	26	25	23	0.8	0.2
	生活環境	87	57	96	3.4	0.6
	日常的な支援	537	572	532	18.7	3.5
	その他	444	676	1,168	41.1	7.6
	計	1,933	2,150	2,840	-	18.8
分野別相談・支援件数	高齢者に関すること	1,148	1,296	1,755	61.8	11.6
	障害者に関すること	62	83	46	1.6	0.3
	子どもに関すること	397	383	517	18.2	3.4
	その他	326	388	522	18.4	3.5
	計	1,933	2,150	2,840	-	18.8
その他の活動件数	調査・実態把握	2,848	2,289	3,286		
	行事・事業・会議への参加協力	1,636	1,526	2,528		
	地域福祉活動・自主活動	2,233	2,756	3,163		
	民児協運営・研修	2,638	2,627	3,651		
	証明事務	183	115	155		
	要保護児童の発見の通告・仲介	53	111	220		
訪問回数	訪問・連絡活動 (回)	14,595	14,912	14,878		
	その他	5,888	5,820	7,144		
連絡回調数	委員相互 (回)	5,040	3,996	5,342		
	その他の関係機関	1,948	1,810	1,742		
活動日数 (日)		13,679	13,561	15,222		

(注1) 件数を R4.4.1 現在の定数 151 で除したもの。4町集計分。

4 児 童 福 祉

児童福祉法（昭和22年法律第164号）は、児童の積極的な福祉増進を図るために制定され、平成28年度の改正において、「全て児童は、児童の権利に関する条約にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する」と、子どもが権利の主体であることが明記された。

このような法律の理念と児童憲章（昭和26年宣言）、及び「児童の権利に関する条約」（平成6年批准）の基本理念に基づいて、児童福祉に関する諸般の施策が進められている。

また、平成27年4月からは、子ども・子育て支援新制度がスタートし、施設型教育、保育給付及び地域型保育給付等が創設され、新制度に基づき幼児期の教育、保育、子育て支援の質・量の充実に努めていくことになっている。

(1) 保 育 所

保護者の就労や疾病等によって、家庭で保育することのできない乳幼児の保育を、保育所で保護者にかわって実施している。

福祉相談センターでは、毎年公立公営保育所について、児童福祉行政指導監査を実施している。

子ども・子育て支援法に基づく認定基準（法第19条第1項第2号関係）

- ① 一月において、48時間から64時間までの範囲内で月を単位に市町村が定める時間以上労働することを常態とすること。
- ② 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- ③ 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- ④ 同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護していること。
- ⑤ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- ⑥ 求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っていること。
- ⑦ 次のいずれかに該当すること。
 - イ 学校、専修学校、各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。
 - ロ 指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。
- ⑧ 次のいずれかに該当すること。
 - イ 児童虐待を行っている又は再び行われる恐れがあると認められること。
 - ロ 配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められること。
- ⑨ 育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。
- ⑩ 前各号に掲げるものの他、前各号に類するものとして市町村が認める事由に該当すること。

（注）具体的な認定基準は、各市町が規則等で定めている。

認可保育所設置等状況

(令和5年4月1日現在) (単位：人)

	公 立			私 立			年 齡 階 層 別 入 所 者 数										
	保育所数	定 員	現 員			保育所数	定 員	現 員			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
			実 施 児	私的契約児	障害児 (再掲)			実 施 児	私的契約児	障害児 (再掲)							
瀬 戸 市	12	1,300	1,022	0	104	14	1,160	943	0	22	54	209	349	426	467	460	1,965
春 日 井 市	29	5,133	4,006	0	300	22	2,081	1,699	0	19	195	790	1,024	1,226	1,256	1,214	5,705
犬 山 市	12	1,529	1,041	0	35	2	180	155	0	0	30	173	219	257	262	255	1,196
江 南 市	18	2,200	1,682	0	124	1	30	18	0	0	40	216	253	376	395	420	1,700
小 牧 市	14	1,965	1,330	0	80	7	1,094	933	0	28	41	236	354	511	545	576	2,263
稲 沢 市	13	1,610	1,165	0	90	12	1,610	1,395	0	17	77	347	440	532	578	586	2,560
尾 張 旭 市	12	1,360	1,143	0	58	3	240	194	0	4	12	123	209	309	332	352	1,337
岩 倉 市	7	790	547	0	37	1	60	57	0	0	17	107	100	120	138	122	604
豊 明 市	8	1,072	793	0	99	5	520	502	0	37	51	175	208	277	288	296	1,295
日 進 市	10	1,576	1,250	0	51	5	541	460	0	18	23	170	259	404	430	424	1,710
清 須 市	12	1,780	1,345	0	11	0	0	0	0	0	10	129	218	319	309	360	1,345
北名古屋市	10	1,773	1,330	0	25	0	0	0	0	0	18	147	202	307	322	334	1,330
長久手市	7	1,363	1,151	0	89	4	296	296	0	10	22	174	215	350	355	331	1,447
東 郷 町	2	640	444	0	66	4	385	296	0	20	10	79	119	164	209	159	740
豊 山 町	3	555	362	0	5	0	0	0	0	0	8	50	66	71	95	72	362
大 口 町	3	615	446	0	17	1	175	137	0	4	2	60	98	130	147	146	583
扶 桑 町	7	890	723	0	59	0	0	0	0	0	16	88	116	167	150	186	723
合 計	179	26,151	19,780	0	1,250	81	8,372	7,085	0	179	626	3,273	4,449	5,946	6,278	6,293	26,865

(注) 他市町への委託分(広域入所)も含まれる。

(2) 助産施設への入所

経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を助産施設に入所させて助産を受けさせている。

(3) 母子生活支援施設への入所

保護を必要とする児童等のために、県内に13か所の母子生活支援施設が設置されている。

母子生活支援施設措置状況

(令和4年度)(単位:世帯、人、円)

施設名	世帯数	人員	措置費 (年額)	徴収額 (年額)
半田同胞園	2	8	1,090,804	0
半田同胞園(分園)	1	5	2,050,973	0
キルシェハイム	1	2	5,495,275	0
愛のさと梅坪	1	2	2,961,225	0
愛知昭和荘	1	3	5,929,829	0
計	6	20	17,528,106	0

5 ひとり親家庭への支援

(1) 母子家庭等に対する相談支援体制

ア 母子・父子自立支援員

(ア) 目 的

母子家庭等の求職活動の支援、生活、子育て及び自立するために必要な事項等について、相談及び指導を行い、母子家庭等の自立の促進を図る。

(事業開始：平成15年度 平成27年度に母子自立支援員より名称変更)

(イ) 配置人員

2人 所管区域管内4町

イ 母子家庭等就職活動支援事業

目 的

母子家庭の母等の安定的な就業促進を図るため、就業支援専門員（プログラム策定員を兼務）を配置し、次の事業を行う。

(事業開始：平成18年度)

- ・就業相談を希望する母子家庭の母等に対して、その者の適性、家庭環境、希望等に応じた安定的な就業の促進を目的として、職業選択への取組方法、適切な能力開発の方法等について助言や指導を行うことによりそのキャリア設計の支援を行う。
- ・母子・父子自立支援プログラムの策定を行う。
- ・母子・父子自立支援員に対し、助言や指導を行う。

(社)愛知県母子寡婦福祉連合会に委託

母子・父子自立支援員相談指導状況

(令和4年度)(単位:件、%)

事 項 別			延件数	構成比
生活一般	住	宅	0	
	医	療	1	
	家庭紛争	夫 等 の 暴 力	0	
		そ の 他	9	
	就	労	347	
	結	婚	0	
	そ の 他	3		
小 計			360	61.9
児童	養	育	0	
	教	育	5	
	非	行	0	
	就	職	0	
	そ の 他	0		
小 計			5	0.9
生活援護	母 子 福 祉 資 金	貸 付	71	
		償 還	138	
	寡 婦 福 祉 資 金	貸 付	0	
		償 還	0	
	父 子 福 祉 資 金	貸 付	1	
		償 還	0	
	公 的 年 金		0	
	児 童 扶 養 手 当		3	
	生 活 保 護		2	
	税		0	
	生 活 福 祉 資 金		0	
そ の 他		0		
小 計			215	37.0
その他	売店設置（法第 16 条）		0	
	たばこ販売（法第 17 条）		0	
	母子・父子世帯向公営住宅（法第 18 条）		1	
	母子・父子福祉施設の利用		0	
	母子生活支援施設（児童福祉法第 20 条）		0	
	小 計		1	
合 計			581	100.0

(2) 母子父子寡婦福祉資金

ア 目 的

母子家庭や父子家庭、寡婦の生活の安定と向上を図るため、生活に必要な各種資金の貸付を行っている。

イ 貸付けを受けられる方

(ア) 母子福祉資金

- a 20歳未満の児童を扶養している配偶者のない女子(母子家庭の母)
- b aが扶養している20歳未満の児童及び20歳以上の子等
- c 20歳未満の父母のいない児童

(イ) 父子福祉資金

- a 20歳未満の児童を扶養している配偶者のない男子(父子家庭の父)
- b aが扶養している20歳未満の児童及び20歳以上の子等

(ウ) 寡婦福祉資金

- a かつて配偶者のない女子として20歳未満の児童を扶養していたことのある配偶者のない女子(寡婦)
- b aが扶養している20歳以上の子等
- c 40歳以上の配偶者のない女子で、母子家庭の母及び寡婦以外のもの

ウ 母子父子寡婦福祉資金貸付状況

(令和4年度)(単位: 件、円)

		母子福祉資金		父子福祉資金		寡婦福祉資金	
		件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
事業開始		0	0	0	0	0	0
事業継続		0	0	0	0	0	0
修 学	新 規	4	3,441,600	1	306,000	0	0
	継 続	8	5,833,200	1	1,302,000	0	0
修 業	新 規	0	0	0	0	0	0
	継 続	0	0	0	0	0	0
技 能 習 得	新 規	0	0	0	0	0	0
	継 続	0	0	0	0	0	0
生 活	新 規	0	0	0	0	0	0
	継 続	0	0	0	0	0	0
就学支度		12	6,308,000	1	450,000	0	0
住 宅		0	0	0	0	0	0
転 宅		0	0	0	0	0	0
結 婚		0	0	0	0	0	0
就職支度		0	0	0	0	0	0
医療介護		0	0	0	0	0	0
合 計	新 規	16	9,749,600	2	756,000	0	0
	継 続	8	5,833,200	1	1,302,000	0	0
	計	24	15,582,800	3	2,058,000	0	0

(3) 母子・父子家庭自立支援給付金

母子家庭の母又は父子家庭の父に対し、就職に役立つ技能や資格の取得のための講座の受講及び各種学校等の養成機関で修業する場合に、給付金を支給し、母子・父子家庭の就業の促進を図る。

(事業開始: 平成16年1月、所管区域4町)

ア 自立支援教育訓練給付金

経済的自立のために県指定の職業能力講座を受講後、自立支援教育訓練給付金を支給する。

(ア) 対象講座 雇用保険制度の教育訓練給付指定講座等

(イ) 支給額 対象講座の受講料の6割相当額(上限20万円、下限1万2千1百円)

(ウ) 支給状況 (単位: 人、円)

	支給人員	支給金額
令和2年度	0	0
令和3年度	0	0
令和4年度	1	25,740

イ 高等職業訓練促進給付金・修了支援給付金

<促進給付金>

就職に有利な資格取得と経済的自立のために1年以上養成機関で修業した場合に、支給する。

(ア) 対象資格 看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、作業療法士、理学療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師 等

(イ) 支給期間 修業期間の全期間（上限48月）

(ウ) 支給額 非課税の場合 月100,000円 課税の場合 月70,500円

(エ) 支給状況 (単位：人、円)

	支給人員	支給金額
令和2年度	2	1,627,000
令和3年度	4	4,408,000
令和4年度	5	6,008,000

<一時金>

(ア) 支給額

修了日の属する月の属する年度の市町村民税

非課税の場合 50,000円 課税の場合 25,000円

(イ) 支給状況 (単位：人、円)

	支給人員	支給金額
令和2年度	1	25,000
令和3年度	0	0
令和4年度	1	50,000

(ウ) 高卒認定試験合格支援給付金 (事業開始平成27年4月)

高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合において、対策講座の受講時等に支給する。

対象講座	民間事業者などが実施する高卒認定試験対策講座 (高等学校等就学支援金制度の対象となる場合は対象外)
支給額	① 高卒認定試験受講開始時 対象講座の受講料の3割（上限7.5万円） ② 高卒認定試験受講修了時 対象講座の受講料の1割（①と合わせて上限10万円） ③ 高卒認定試験合格時 対象講座の受験料の2割（①②の合計で上限15万円） ※ ③は受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験に全科合格した場合に支給

(4) 児童扶養手当

ア 目 的

父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し児童の福祉の増進を図る。（所管区域：町）
（事業開始：昭和36年度）＊父子家庭への支給は平成22年8月分から開始

イ 支給要件

次のいずれかに該当する18歳以下(18歳に達した日の属する年度の末日まで)の児童又は20歳未満で政令で定める程度の障害を有する児童を監護又は養育している者に支給する。

- ・ 父母が婚姻を解消した児童
- ・ 父又は母が死亡した児童
- ・ 父又は母が政令で定める程度の障害の状態にある児童
- ・ 父又は母の生死が明らかでない児童
- ・ 父又は母に引き続き1年以上遺棄されている児童
- ・ 父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童（平成24年8月から追加）
- ・ 父又は母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- ・ 婚姻によらないで生まれた児童
- ・ 上記に準ずる児童

ウ 所得の限度額

（令和5年4月1日現在）（単位：円）

扶養親族等の数		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人 以 上
受資 格 給者	全部支給	490,000	870,000	1,250,000	1,630,000	1人増すごとに 380,000円加算
	一部支給	1,920,000	2,300,000	2,680,000	3,060,000	〃 380,000円加算
配偶者・扶養義務者		2,360,000	2,740,000	3,120,000	3,500,000	〃 380,000円加算

エ 手当額（月額）

（令和5年4月1日現在）（単位：円）

区 分	全 部 支 給 者	一部支給停止者
児 童 1 人 の 場 合	44,140円	44,130円～10,410円
児 童 2 人 の 場 合	10,420円加算	10,410円～5,210円加算
児童3人以上の場合 （児童1人増すごとに）	6,250円加算	6,240円～3,130円加算

（注意）手当の支給開始月の初日から起算して5年又は手当の支給要件に該当する日の属する月の初日から起算して7年を経過したときは、経過した日の属する月の翌月に支給すべき手当額に2分の1を乗じて得た額に減額される。

ただし、以下に該当する場合は、手当の減額は行われない。

- ・ 受給資格者が児童扶養手当法施行令別表第一に掲げる障害の状態にあること
- ・ 受給資格者が就業、求職活動その他の厚生労働省令で定める自立を図るための活動をしていること
- ・ 上記に掲げる事由のほか、受給資格者が負傷又は疾病により就業することができないこと
- ・ その他の自立を図るための活動をすることが困難である事由として厚生労働省令で定める事由があること

オ 支給時期

年6回（5, 7, 9, 11, 1, 3月）

児 童 扶 養 手 当 受 給 状 況

（単位：人、世帯）

区 分	受給者数 (全部停止者数除く)	全部停止者数	世帯類型別内訳							受給対象児童数
			生別世帯		死 世 別 帯	未 世 婚 の 帯	障 害 者 世 帯	遺 棄 世 帯	そ の 他 の 世 帯	
			離 婚	そ の 他						
令和3年3月31日	656 (100)	123	544 (82.9)	0 (0.0)	14 (2.1)	73 (11.1)	4 (0.6)	1 (0.2)	20 (3.1)	1,009
令和4年3月31日	649 (100)	117	532 (82.0)	0 (0.0)	21 (3.2)	71 (11.0)	4 (0.6)	0 (0.0)	21 (3.2)	1,009
令和5年3月31日	613 (100)	118	501 (81.7)	0 (0.0)	22 (3.6)	66 (10.8)	4 (0.6)	0 (0.0)	20 (3.3)	980

(注) 1 「その他」とは行方不明、DVまたは拘禁をいい、「その他世帯」とは2人以上の児童を養育している場合でそれぞれの児童の要件が異なっている世帯をいう。

2 () 内は構成比 (単位：%)

(5) 遺児手当

ア 目 的

両親又は片親がいない状態若しくは重度の障害等の状態にある家庭の児童を監護又は養育している者に手当を支給し、児童の健全育成と福祉の増進を図る。（所管区域：市町）

（事業開始：昭和45年度）

イ 支給要件

- ・ 父又は母が死亡した児童
- ・ 父又は母が障害の状態にある児童
- ・ 父母が婚姻を解消した児童
- ・ 父又は母が引き続き1年以上行方不明である児童

- ・ 父又は母が引き続き1年以上遺棄されている児童
- ・ 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ・ 婚姻によらないで生まれた児童
- ・ その他上記に準ずる状態にある児童（知事の定めるもの）

ウ 所得の限度額

（令和5年4月1日現在）（単位：円）

扶養親族等の数		0 人	1 人	2 人	3 人	4人以上
限度額	受給資格者	1,920,000	2,300,000	2,680,000	3,060,000	1人増すごとに 380,000円加算
	配偶者 扶養義務者	2,360,000	2,740,000	3,120,000	3,500,000	〃 380,000円加算

エ 手当の支給期間及び支給額

支給開始から5年間

遺児1人あたり月額	支給開始～3年目	4,350円
	4年目～5年目	2,175円

オ 支給時期

年6回（5, 7, 9, 11, 1, 3月）

遺 児 手 当 受 給 状 況

（単位：人）

区 分	受給者数	支給要件別受給対象児童数				
		父または 母の死亡	父母の 離 婚	父又は母の 重 度 障 害	遺棄・行方 不明・拘禁等	計
令和3年3月31日	5,898	71 (0.8)	8,021 (87.5)	43 (0.4)	1,035 (11.3)	9,170 (100.0)
令和4年3月31日	5,646	63 (0.7)	7,621 (87.5)	35 (0.4)	1,003 (11.5)	8,722 (100.0)
令和5年3月31日	4,905	45 (0.5)	7,312 (87.8)	35 (0.4)	938 (11.3)	8,330 (100.0)

（注）（ ）内は構成比（単位：%）

6 女性相談センター尾張駐在室

(1) 制度の概要

「売春防止法（昭和31年法律第118号）」第34条第2項に規定する婦人相談所の業務のほか、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）」第3条第3項に規定する配偶者暴力相談支援センターの業務を行う。

当センターには、尾張駐在室が設けられており、女性相談員4人が配置されている。

(2) 保護の機関

ア 女性相談センター

女性保護事業の中核機関として要保護女子の保護のための相談、判定、指導を行い、一時保護所（定員20人）を設置している。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の施行により、平成14年度からは配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たしている。

なお、利用者の利便を図るため、専用電話を設置して電話相談も行っている。

相談専用電話 052-962-2527 月～金曜日（午前9時～午後9時）

土・日曜日（午前9時～午後4時）

イ 女性相談員

女性相談センター及び女性相談センター駐在室（各福祉相談センターに設置）に計26人の女性相談員を配置して、要保護女子の早期発見、相談指導にあたっている。

ウ 女性保護施設

要保護女子を入所させるため、白菊荘（定員30人）と成願荘（定員30人）を設置し、経営を社会福祉法人愛知県婦人福祉会に委託している。

女性相談員の活動状況

（尾張駐在室取扱い分）

経路別受付状況

（単位：件）

	本人 自身	警察 関係	法務 関係	他府 人相 談の 所	婦 人の 女性 相談 員	福 祉 事 務 所	他 の 相 談 機 関	社 会 福 祉 施 設 等	医 療 関 係	教 育 関 係	労 働 関 係	縁 故 者 知 人 等	そ の 他	計
令和2年度	83	2	0	0	0	7	2	1	0	0	0	0	0	95
令和3年度	75	1	0	0	0	5	3	0	0	0	0	0	0	84
令和4年度	71	0	2	0	0	4	3	0	0	0	0	0	0	80

処理状況

(単位：件)

	婦人保護施設に入所	就職・自営	結婚	家庭へ送還	福祉事務所へ移送	女性相談センター	女性相談員へ移送	他府県の婦人相談所	婦人相談員へ移送	関係機関	施設へ移送その他	助言指導のみ	その他	計	指導延件数
令和２年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	95	0	95	180	
令和３年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	84	0	84	140	
令和４年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	80	0	80	172	

主訴別相談受付状況

(令和4年度)(単位：件、%)

主訴別相談受付状況		面接相談件数	構成比	電話相談件数	構成比	相談総件数	構成比
人間関係	夫等の暴力	86	50.0	171	21.7	257	26.7
	酒乱・薬物中毒	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	離婚問題	11	6.4	11	1.4	22	2.3
	夫等・その他	12	7.0	43	5.4	55	5.7
	子どもの暴力	1	0.6	3	0.4	4	0.4
	養育不能	1	0.6	0	0.0	1	0.1
	子ども等・その他	8	4.7	35	4.4	43	4.5
	親の暴力	2	1.2	6	0.8	8	0.8
	その他の親族の暴力	3	1.7	6	0.8	9	0.9
	親族・その他	1	0.6	56	7.1	57	5.9
	家庭不和	0	0.0	1	0.1	1	0.1
	その他の者の暴力	2	1.2	7	0.9	9	0.9
	男女問題	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	人間関係・その他	3	1.7	254	32.2	257	26.7
	生活本拠共の交際相手(含元)の暴力	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	交際相手の暴力	0	0.0	5	0.6	5	0.5
	同性交際相手の暴力	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	交際相手・その他	0	0.0	6	0.8	6	0.6
住居問題		8	4.7	10	1.3	18	1.9
帰宅先なし		2	1.2	0	0.0	2	0.2
経済関係	生活困窮	2	1.2	5	0.6	7	0.7
	借金サラ金	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	求職	0	0.0	5	0.6	5	0.5
	その他	6	3.5	22	2.8	28	2.9
医療関係	病気	0	0.0	30	3.8	30	3.1
	精神的問題	22	12.8	91	11.5	113	11.8
	妊娠・出産	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	その他	2	1.2	21	2.7	23	2.4
不純異性交遊		0	0.0	0	0.0	0	0.0
売春強要		0	0.0	0	0.0	0	0.0
ヒモ・暴力団関係		0	0.0	0	0.0	0	0.0
5条関係		0	0.0	1	0.1	1	0.1
人身取引		0	0.0	0	0.0	0	0.0
ストーカー		0	0.0	0	0.0	0	0.0
合 計		172	100.0	789	100.0	961	100.0

(注)「5条関係」とは、売春防止法第5条(勧誘等)に関する相談

7 尾張福祉相談センター家庭児童相談室

家庭における児童の養育上の諸問題について相談・指導を行うため、福祉事務所に家庭児童相談室を設置している。

当家庭児童相談室は、2名の家庭相談員により管内の4町を担当している。

<業務内容>

- (1) 町役場等における定例相談（必要に応じて家庭訪問と関係機関との事例検討）
- (2) 子育て支援を目的とした親グループの指導
- (3) 町の保健センター主催の母子保健事業（発達相談、乳幼児健診事後指導教室）への参加
- (4) 町の子育て支援センターの事業や心身障害児通園事業（母子通園）等への参加、保育所の障害児保育の観察・助言等の実施
- (5) 町の適応指導教室の事業への参加
- (6) 地域療育等支援事業（心身障害児通園施設、保育所、幼稚園での観察・助言等）への参加
- (7) 町設置の要保護児童対策地域協議会への参加

町別「個別相談」件数

(単位：件)

相談種別 町名	年度	性格・生活習慣	知能・言語	学校生活等			非行	家族関係		環境福祉	心身障害	その他	計
				人間関係	登校拒否	その他		虐待	その他				
東郷町	R2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	R3	0	0	0	0	0	0	0	2(1)	0	0	0	2(1)
	R4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豊山町	R2	19(10)	0	0	6(2)	0	0	2(2)	0	0	3(1)	0	30(15)
	R3	12(9)	0	0	10(1)	4(2)	0	0	1(1)	0	0	0	27(13)
	R4	11(11)	0	0	13(3)	0	0	0	4(4)	0	1(1)	1(1)	30(20)
大口町	R2	5(5)	1(1)	0	0	0	0	0	2(2)	0	0	0	8(8)
	R3	9(7)	3(2)	0	2(1)	2(2)	2(1)	0	1(1)	0	1(1)	0	20(15)
	R4	8(4)	0	0	0	0	0	0	2(1)	0	1(1)	0	11(6)
扶桑町	R2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	R3	0	0	0	0	0	0	0	1(1)	0	0	0	1(1)
	R4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1(1)	0	1(1)
その他	R2	1(1)	0	0	0	0	0	0	3(3)	0	0	1(1)	5(5)
	R3	0	0	0	0	0	0	1(1)	2(2)	0	1(1)	0	4(4)
	R4	1(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3(3)	4(4)
計	R2	25(16)	1(1)	0	6(2)	0	0	2(2)	5(5)	0	3(1)	1(1)	43(28)
	R3	21(16)	3(2)	0	12(2)	6(4)	2(1)	1(1)	7(6)	0	2(2)	0	54(34)
	R4	20(16)	0	0	13(3)	0	0	0	6(5)	0	3(3)	3(3)	45(30)

(注) () 内の数値は実数である。

家庭児童相談室における相談状況

(単位: 件)

相談種別 内容区分		年 度	性 格 ・ 生 活 習 慣	知 能 ・ 言 語	学校生活等			非 行	家族関係		環 境 福 祉	心 身 障 害	そ の 他	計
					人 間 関 係	登 校 拒 否	そ の 他		虐 待	そ の 他				
個別相談		R2	25(16)	1(1)	0	6(2)	0	0	2(2)	5(5)	0	3(1)	1(1)	43(28)
		R3	21(16)	3(2)	0	12(2)	6(4)	2(1)	1(1)	7(6)	0	2(2)	0	54(34)
		R4	20(16)	0	0	13(3)	0	0	0	6(5)	0	3(3)	3(3)	45(30)
グ ル ー プ 相 談	健 診 事 後 教 室	R2	56(26)	24(11)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	80(37)
		R3	39(20)	41(16)	0	0	0	0	0	0	0	0	5(2)	85(38)
		R4	134(41)	111(40)	0	0	0	0	0	2(2)	0	9(3)	0	256(86)
	障 害 児 母 子 療 育	R2	0	12(7)	0	0	0	0	0	1(1)	0	8(4)	0	21(12)
		R3	0	19(10)	0	0	0	0	0	0	0	19(12)	0	38(22)
		R4	12(7)	21(12)	0	0	0	0	0	0	0	3(2)	0	36(21)
	保 育 所	R2	14(14)	3(3)	0	0	0	0	0	0	0	1(1)	0	18(18)
		R3	25(23)	9(9)	0	0	0	0	0	2(2)	0	4(4)	0	40(38)
		R4	38(38)	14(14)	0	0	0	0	0	0	0	14(14)	0	66(66)
	子 育 て 支 援・障 害 者 親 の 会	R2	99(68)	5(3)	0	0	0	0	0	3(2)	0	0	0	107(73)
		R3	51(37)	3(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	2(1)	56(39)
		R4	85(62)	14(4)	0	0	0	0	0	6(2)	0	0	0	105(68)
	適 応 指 導 教 室	R2	0	0	0	14(5)	0	0	0	0	0	0	0	14(5)
		R3	0	0	0	15(4)	0	0	0	0	0	0	0	15(4)
		R4	0	0	0	13(4)	0	0	0	0	0	0	0	13(4)
地 域 療 育 等 支 援 事 業		R2	0	6(6)	0	0	0	0	0	0	0	4(4)	0	10(10)
		R3	3(3)	3(3)	0	0	0	0	0	0	0	8(8)	0	14(14)
		R4	0	8(8)	0	0	0	0	0	0	0	11(8)	0	19(16)
計		R2	194 (123)	51 (32)	0 (0)	20 (7)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	9 (8)	0 (0)	16 (10)	1 (1)	293 (183)
		R3	139 (99)	78 (41)	0 (0)	27 (6)	6 (4)	2 (1)	1 (1)	9 (8)	0 (0)	33 (26)	7 (3)	302 (189)
		R4	289 (164)	168 (78)	0 (0)	26 (7)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	14 (9)	0 (0)	40 (30)	3 (3)	540 (291)

(注) () 内の数値は実数である。

緊急事態宣言発出下においてはいくつかの事業が中止となった。

8 高齢者福祉

(1) 介護保険

平成 9 年 12 月に介護保険法が公布され、平成 12 年 4 月に施行された。介護保険制度導入に伴い、国は保険給付の円滑な実施のための基本指針を定め、都道府県及び市町村は基本指針に即して介護保険事業（支援）計画を平成 12 年 3 月までに策定した。計画は、3 年毎（平成 18 年度までは 5 年毎）に見直しが行われ、現行計画は第 8 期（令和 3～5 年度）となっている。

市町村は、保険者として介護保険を運営し、その内容は多岐にわたるが、いずれも地域包括ケアシステムの構築を通じて、住民が自立した日常生活を営むことができることを目指している。一方、都道府県は、広域的なサービス提供体制の整備に取り組むとともに、必要な助言と適切な援助により保険者を支援している。

なお、当センターでは、平成 20 年 4 月から、介護保険の居宅サービス事業者（平成 29 年度までは居宅介護支援を含む。）指定事務（新規申請・更新申請、変更届、休止届、廃止届、事業者指導等）を行ってきており、担当地域は管内 17 市町その他、海部・知多地区を含めた合計 34 市町村に及んでいる。

ア 管内 17 市町の介護保険事業実施状況

（資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（暫定）」）

要介護（要支援）認定者数

（令和 5 年 3 月 31 日現在）（単位：人、％）

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
第 1 号被保険者	10,263	10,165	12,302	10,153	7,712	7,768	4,906	63,269
（内 65 歳以上 75 歳未満）	1,035	1,255	888	1,071	791	741	601	6,382
（内 75 歳以上）	9,228	8,910	11,414	9,082	6,921	7,027	4,305	56,887
第 2 号被保険者	150	300	154	297	188	171	169	1,429
計	10,413	10,465	12,456	10,450	7,900	7,939	5,075	64,698
構 成 比	16.1	16.2	19.3	16.1	12.2	12.3	7.8	100.0

居宅介護（介護予防）サービス受給者数

（令和 5 年 3 月 31 日現在）（単位：人、％）

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
第 1 号被保険者	4,066	6,103	9,470	8,513	4,802	4,126	2,578	39,658
第 2 号被保険者	66	210	125	264	137	112	104	1,018
計	4,132	6,313	9,595	8,777	4,939	4,238	2,682	40,676
構 成 比	10.2	15.5	23.6	21.6	12.1	10.4	6.6	100.0

地域密着型（介護予防）サービス受給者数

（令和５年３月３１日現在）（単位：人、％）

	要支援１	要支援２	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５	計
第１号被保険者	46	52	2,031	1,641	1,079	840	562	6,251
第２号被保険者	0	1	14	18	14	8	7	62
計	46	53	2,045	1,659	1,093	848	569	6,313
構 成 比	0.7	0.9	32.4	26.3	17.3	13.4	9.0	100.0

施設サービス受給者数

（令和５年３月３１日現在）（単位：人、％）

		要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５	計
第１号被保険者	介護老人福祉施設	27	85	1,533	1,847	1,105	4,597
	介護老人保健施設	371	581	680	861	455	2,948
	介護療養型医療施設	0	0	0	9	8	17
	介 護 医 療 院	0	4	11	85	91	191
	計	398	670	2,224	2,802	1,659	7,753
第２号被保険者	介護老人福祉施設	0	0	13	10	12	35
	介護老人保健施設	2	7	10	22	17	58
	介護療養型医療施設	0	0	0	0	0	0
	介 護 医 療 院	0	0	0	3	2	5
	計	2	7	23	35	31	98
計	介護老人福祉施設	27	85	1,546	1,857	1,117	4,632
	介護老人保健施設	373	588	690	883	472	3,006
	介護療養型医療施設	0	0	0	9	8	17
	介 護 医 療 院	0	4	11	88	93	196
	計	400	677	2,247	2,837	1,690	7,851
構 成 比		5.1	8.6	28.6	36.2	21.5	100.0

イ 管内 34 市町村の介護保険事業所指定申請実施状況

指定件数及び事業所数

(単位:件)

事業所種別	指定件数 (令和4年4月1日～令和5年3月1日)	事業所数 (令和5年4月1日現在)
訪問介護	49	521
訪問入浴介護	0	21
介護予防訪問入浴介護	0	20
訪問看護	46	283
介護予防訪問看護	39	265
訪問リハビリテーション	3	21
介護予防訪問リハビリテーション	3	21
通所介護	19	420
通所リハビリテーション	0	50
介護予防通所リハビリテーション	0	51
短期入所生活介護	4	168
介護予防短期入所生活介護	4	165
特定施設入居者生活介護	5	80
介護予防特定施設入居者生活介護	4	78
福祉用具貸与	7	123
介護予防福祉用具貸与	7	119
特定福祉用具販売	7	123
特定介護予防福祉用具販売	7	121
居宅療養管理指導	0	9
介護予防居宅療養指導	0	9
短期入所療養介護	0	68
介護予防短期入所療養介護	0	67
計	204	2,803

※「みなし指定」を含まない。地域密着型サービスを除く。

管内窓口受付延べ件数

(令和4年度)(単位:件)

図面相談	指定申請	加 算 届	更新申請	変更届等	計
191	373	24	170	123	881

現地確認実施件数

(令和4年度)(単位:件)

事業所種別	実施件数	事業所種別	実施件数
訪問介護	59	短期入所療養介護	0
訪問入浴介護	0	短期入所生活介護	3
訪問看護	47	特定施設入居者生活介護	4
訪問リハビリテーション	0	福祉用具貸与	9
通所介護	21	特定福祉用具販売	8
通所リハビリテーション	0	居宅療養管理指導	0
計			151

※併設の介護予防事業所は同時実施のため件数に含まない。

(2) 介護員養成研修事業者指定事務

介護職員の研修課程等の見直しが行われ、平成25年度から基礎研修課程及び1級課程は「実務者研修」に一本化され、2級課程は「初任者研修」へ移行された。また、平成30年度から新たに「生活援助従事者研修」が創設されたが、指定事業者はない。

当センターでは、このうち「初任者研修」及び「生活援助従事者研修」の事業者指定事務等を行っている。

初任者研修の主な内容及び指定事業者数

(令和5年3月31日現在)

目 的	カリキュラム	事業者数
介護に携わる者が、業務を遂行する上で最低限の知識・技術とそれを実践する際の考え方のプロセスを身につけ、基本的な介護業務を行えることができるようにする。	・130時間+筆記試験による修了評価(1時間程度) ・講義と演習を一体的に実施	27事業所 講義形式 (内訳)通学24 通信13

担当区域

介護保険事業者指定事務と同じ市町及び一宮市(35市町村)

指定件数等

(令和4年度)(単位:件)

指定申請	計画承認申請	変更申請	変更届	実績報告	その他	計
1	38	21	32	46	7	145

※その他の内訳(中止7)

(3) 老人福祉施設等の設置状況

(令和5年5月1日現在)

圏域・市町名		特別養護老人ホーム	介護老人保健施設	指定介護療養型医療施設	介護医療院	養護老人ホーム	軽費老人ホーム (ケアハウス含む)	有料老人ホーム		
								計	住宅型	介護付
尾張中部	清 須 市	3	1	0	1	0	1	6	5	1
	北名古屋市	4	2	0	1	0	1	10	7	3
	豊 山 町	0	0	0	0	0	0	3	1	2
尾張東部	瀬 戸 市	8	1	0	0	1	2	37	31	6
	尾 張 旭 市	4	2	0	0	1	2	23	21	2
	豊 明 市	4	2	0	0	0	1	4	2	2
	日 進 市	4	3	0	1	0	2	19	17	2
	長 久 手 市	5	2	0	0	0	1	10	8	2
	東 郷 町	4	1	0	0	0	1	8	8	0
西部尾張	稲 沢 市	10	3	0	0	0	4	16	14	2
尾張北部	春 日 井 市	16	5	0	1	1	3	42	34	8
	犬 山 市	5	3	1	0	1	1	12	11	1
	江 南 市	8	2	0	0	1	2	14	11	3
	小 牧 市	7	2	0	0	0	2	22	19	3
	岩 倉 市	2	1	0	0	0	1	3	3	0
	大 口 町	1	1	0	0	0	2	3	3	0
	扶 桑 町	2	1	0	0	0	0	3	2	1
合 計		87	32	1	4	5	26	235	197	38

(4) 圏域保健医療福祉推進会議

医療福祉圏域における、保健・医療・福祉に関する施策について、円滑かつ効果的な実施のために、関係行政機関、関係団体、その他関係者から意見を得ること及び関係機関等相互の連絡調整を行うことにより、保健・医療・福祉の連携を図ることを目的として設置され、それぞれ基幹的保健所が会議を開催している。

当センターでは、名古屋・尾張中部、尾張東部、尾張西部、尾張北部の4圏域の事務局構成機関となっており、圏域における介護保険施設等の整備計画推進に向けた意見聴取及び連絡調整等を行っている。

ア 会議の名称、対象区域及び事務局

名 称	対 象 区 域	事 務 局	
		構 成 機 関	幹 事
名古屋・尾張中部圏域 保健医療福祉推進会議	名古屋市、清須市、 北名古屋市及び西 春日井郡の区域	医療計画課 高齢福祉課 清須保健所 尾張福祉相談センター	医療計画課担当課長、高齢福祉課担当課長、清須保健所次長、尾張福祉相談センター次長、名古屋市保健医療課長、名古屋市介護保険課長
尾張東部圏域 保健医療福祉推進会議	瀬戸市、尾張旭市、 豊明市、日進市、長 久手市及び愛知郡 の区域	瀬戸保健所 尾張福祉相談センター	保健所、福祉相談センターにあっては次長、児童相談センターにあっては児童育成課長とする。 なお、圏域内に中核市が存在する場合は、必要に応じて当該中核市の職員を加えるものとする。
尾張西部圏域 保健医療福祉推進会議	一宮市及び稲沢市の 区域	清須保健所 尾張福祉相談センター 一宮児童相談センター	
尾張北部圏域 保健医療福祉推進会議	春日井市、犬山市、 江南市、小牧市、岩 倉市及び丹羽郡の 区域	春日井保健所 江南保健所 尾張福祉相談センター 一宮児童相談センター 春日井児童相談センター	

※ 会議の庶務は、名古屋・尾張中部圏域においては医療計画課及び清須保健所、尾張西部圏域においては清須保健所、それ以外の圏域においては基幹的保健所が行う。

イ 所掌事務

- ・ 地域保健対策の総合的な推進及び保健所の運営に関すること。
- ・ 愛知県地域保健医療計画の推進に関すること。
- ・ あいち福祉保健医療ビジョンの推進に関すること。
- ・ その他圏域における保健・医療・福祉の連携に関すること。

ウ 構成員

基幹的保健所の長が、議題の内容に応じ必要と認める者を招集する。
また、会議の議長は、会議の開催の都度、互選により決定する。

エ 令和4年度の会議の開催状況

- ・ 推進会議 圏域ごとに各2回

9 障害児・者福祉

障害者福祉に関する施策は、平成5年12月に施行された「障害者基本法」により、ライフステージのすべての段階において全人間的復権を目指す「リハビリテーション」の理念と、障害者が障害のない者と同等に生活し、活動する社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念のもと、障害者の「完全参加と平等」の実現に向けて推進されている。

平成18年4月に、障害者自立支援法が施行された。同法は、平成15年度から導入された支援費制度における「自己決定と自己選択」及び「利用者本意」という理念を継承しつつ、障害者の地域における自立した生活を支援する体制をより充実するために、障害者施策の一元化や利用者本意のサービス体系への再編、就労支援の強化、支給決定の明確化などを柱として法制化されたものである。

また、平成24年6月に「障害者自立支援法」は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」となり、障害者の範囲に難病患者等を追加するなどの改正が行われ、平成26年4月に全面施行されている。

更に平成24年10月には、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が施行され、平成25年6月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が成立し、平成28年4月から施行されているところであり、本県では、障害を理由とする差別の解消の推進を図ることを目的として「愛知県障害者差別解消推進条例」を制定した。

本県における障害福祉施策については、平成18年度に第1期愛知県障害福祉計画（平成18年度から平成20年度）を策定し、現在は第6期愛知県障害福祉計画（令和3年度から令和5年度）に基づき、障害保健福祉圏域会議の開催を始め、計画の推進を図っている。

(1) 障害者に対する手当

ア 特別障害者手当

(ア) 目 的

この手当は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第135号）による制度で、精神又は身体に日常生活において常時特別の介護を要する重度の障害を有する20歳以上の者（施設入所者、長期入院者を除く）に対し、その重度の障害ゆえに生ずる負担の一助として手当を支給することにより、特別障害者の福祉の増進を図る。

（所管区域：町）（事業開始：昭和61年度）

(イ) 支給要件等

（令和5年度）（単位：円）

国 分			県 加 算 分		手 当 月 額 合 計
支 給 要 件	月 額		支 給 要 件	月 額	
・身体障害者手帳 2 級程度（一部を除く）以上の障害を重複して有する者 ・身体障害者手帳 2 級程度（一部を除く）以上の障害又は知能指数20以下の者であって、他に 3 級相当の障害を 2 つ以上有する者 ・身体障害者手帳 2 級程度（一部を除く）以上の障害又は知能指数20以下若しくはこれと同程度の障害又は病状を有する者であって、日常生活においてほぼ全面介護を必要とする者	27,980	A 種重度 障 害 者	1 級又は 2 級の身体障害者手帳を有し、かつ知能指数が35以下と判定され、療育手帳の交付を受けた者	6,850	34,830
		B 種重度 障 害 者	・身体障害者手帳の 1 級又は 2 級の障害者 ・知能指数が35以下と判定され、療育手帳の交付を受けた者	1,050	29,030
		C 種重度 障 害 者	左表の国分支給要件に該当し、A 種 B 種に該当しない精神障害等の者	－	27,980

(ウ) 所得の限度額

(令和5年4月1日現在) (単位: 円)

扶養親族の数		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5人以上
限度額	受給資格者	3,604,000	3,984,000	4,364,000	4,744,000	5,124,000	1人増すごとに380,000円加算
	扶養義務者等	6,287,000	6,536,000	6,749,000	6,962,000	7,175,000	1人増すごとに213,000円加算

(エ) 支給時期

5、8、11、2月 (年4回)

特別障害者手当受給状況

(単位: 人)

区 分	A種重度障害者	B種重度障害者	C種重度障害者	計
令和3年3月31日	14	46	1	61
令和4年3月31日	17	50	3	70
令和5年3月31日	16	53	3	72

イ 障害児福祉手当

(ア) 目 的

この手当は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律で、精神又は身体に重度の障害を有する20歳未満（障害を事由とした年金の受給者、施設入所者を除く）の者に対し、その重度の障害ゆえに生ずる負担の一助として手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図る。

(所管区域: 町) (事業開始: 昭和61年度)

(イ) 支給要件

(令和5年度) (単位: 円)

国 分			県 加 算 分		手 当 額 月 合 計
支 給 要 件	月 額		支 給 要 件	月 額	
- 身体障害者手帳1級程度（2級の一部を含む）の障害を有する者 - 知能指数20以下の障害を有する者	15,220	A種重度障害児	1級又は2級の身体障害者手帳を有し、かつ知能指数が35以下と判定され、療育手帳の交付を受けた者	6,900	22,120
		B種重度障害児	- 身体障害者手帳の1級又は2級の障害者 - 知能指数が35以下と判定され、療育手帳の交付を受けた者	1,150	16,370
		C種重度障害児	左表の国分支給要件に該当し、A種B種に該当しない精神障害等の者	-	15,220

(ウ) 所得の限度額

(令和5年4月1日現在) (単位: 円)

扶養親族の数		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5人以上
限度額	受給資格者	3,604,000	3,984,000	4,364,000	4,744,000	5,124,000	1人増すごとに380,000円加算
	扶養義務者等	6,287,000	6,536,000	6,749,000	6,962,000	7,175,000	1人増すごとに213,000円加算

(エ) 支給時期

5、8、11、2月 (年4回)

障害児福祉手当受給状況

(単位: 人)

区 分	A種重度障害者	B種重度障害者	C種重度障害者	計
令和3年3月31日	12	12	1	25
令和4年3月31日	12	10	1	23
令和5年3月31日	11	8	1	20

ウ 経過的福祉手当

(ア) 目 的

この手当は、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）による制度で、従来の福祉手当の受給者であって、特別障害者手当に該当せず、かつ障害基礎年金も支給されない20歳以上の者（施設入所者を除く）に対し、その重度の障害ゆえに生ずる負担の一助として手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図る。（所管区域：町）

(イ) 支給要件等

(令和5年度) (単位: 円)

国 分			県 加 算 分		手 当 月 額 合 計
支 給 要 件	月 額		支 給 要 件	月 額	
- 身体障害者手帳1級程度（2級の一部を含む）の障害を有する者 - 知能指数20以下の障害を有する者	15,220	A種重度障害者	1級又は2級の身体障害者手帳を有し、かつ知能指数が35以下と判定され、療育手帳の交付を受けた者	6,900	22,120
		B種重度障害者	- 身体障害者手帳の1級又は2級の障害者 - 知能指数が35以下と判定され、療育手帳の交付を受けた者	1,150	16,370
		C種重度障害者	左表の国分支給要件に該当し、A種B種に該当しない精神障害等の者	-	15,220

(ウ) 所得の限度額

(令和5年4月1日現在) (単位: 円)

扶養親族の数		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5人以上
限度額	受給資格者	3,604,000	3,984,000	4,364,000	4,744,000	5,124,000	1人増すごとに 380,000円加算
	扶養義務者等	6,287,000	6,536,000	6,749,000	6,962,000	7,175,000	1人増すごとに 213,000円加算

(エ) 支給時期

5、8、11、2月 (年4回)

経過的福祉手当受給状況

(単位: 人)

区 分	A種重度障害者	B種重度障害者	C種重度障害者	計
令和3年3月31日	0	2	0	2
令和4年3月31日	0	2	0	2
令和5年3月31日	0	2	0	2

エ 特別児童扶養手当

(ア) 目 的

家庭において介護されている身体または精神に障害のある児童(20歳未満)の保護者に手当を支給することにより障害児の福祉の増進を図る。

(所管区域: 市町) (事業開始: 昭和39年度)

(イ) 支給要件

- ① 身体または精神に重度の障害がある20歳未満の児童(1級該当児)
[療育(愛護)手帳A(1・2度)程度、身体障害者手帳1・2級程度]
- ② 身体または精神に中度の障害がある20歳未満の児童(2級該当児)
[療育(愛護)手帳B(3度)程度、身体障害者手帳3・4(一部)級程度]

(ウ) 所得の限度額

(令和5年4月1日現在) (単位: 円)

扶養親族等の数		0 人	1 人	2 人	3 人	4人以上
限度額	受給資格者	4,596,000	4,976,000	5,356,000	5,736,000	1人増すごとに 380,000円加算
	配偶者 扶養義務者	6,287,000	6,536,000	6,749,000	6,962,000	1人増すごとに 213,000円加算

(エ) 手当額

1級該当者 1人月額 53,700円
2級該当者 1人月額 35,760円

(オ) 支給時期

4、8、11月 (年3回)

特別児童扶養手当受給状況

(単位：人)

区 分	受給者数 (支給停止者除く)	支給停止 者数	受給対象障害児数				
			級 別	身体障害児	精神障害児	重複障害児	計
令和3年3月31日	3,703	534	1 級	201	1,241	31	1,473
			2 級	261	2,316	0	2,577
			計	462	3,557	31	4,050
令和4年3月31日	3,872	556	1 級	203	1,264	22	1,489
			2 級	257	2,499	0	2,756
			計	460	3,763	22	4,245
令和5年3月31日	4,009	598	1 級	221	1,277	32	1,530
			2 級	233	2,664	0	2,897
			計	454	3,941	32	4,427

オ 在宅重度障害者手当

(ア) 目 的

県内に住所を有する在宅の重度障害者に、その重度の障害ゆえに生ずる負担の一助となるよう県単独で手当を支給し、その福祉の増進を図る。

(所管区域：市町) (事業開始：昭和45年度)

(イ) 支給要件等

(令和5年度) (単位：円)

支 給 要 件		手当月額
1 種重度障害者	1 級又は 2 級の身体障害者手帳を有し、かつ知能指数が35以下と判定され、療育手帳の交付を受けた者	15,500
2 種重度障害者	ア 身体障害者手帳の1級又は 2 級の障害者 イ 知能指数が35以下と判定され、療育手帳の交付を受けた者 ウ 3 級の身体障害者手帳を有し、かつ知能指数が50以下と判定され、療育手帳の交付を受けた者 ※但しア・イ・ウいずれも平成20年4月1日以降、65歳以上で新たに手帳を取得した者を除く	6,750

(ウ) 所得の制限

本人 3,604,900 円、 扶養義務者 6,287,000 円 (課税標準額)

(エ) 支給時期

4、8、12月 (年3回)

在宅重度障害者手当受給状況（支給停止除く）（単位：人）

区 分	市 町 別	1種重度障害者	2種重度障害者	計
令和3年3月31日	市	164	13,729	13,893
	町	13	803	816
	計	177	14,532	14,709
令和4年3月31日	市	169	14,028	14,197
	町	10	836	846
	計	179	14,864	15,043
令和5年3月31日	市	171	13,902	14,073
	町	11	835	846
	計	182	14,737	14,919

カ 心身障害者扶養共済制度

(ア) 目 的

心身障害者を扶養している保護者にとって最大の不安は、自己の死亡後に残された障害者の生活問題である。

このような保護者の不安を軽減するため、その保護者が健康なうちに掛金を拠出することによって、その保護者の死亡又は重度障害となった場合に障害者に年金を支給することにより生活の不安をやわらげる。（事業開始：昭和45年度）

(イ) 掛 金

保護者（加入者） 1口 9,300円～23,300円（加入時の年齢によって固定）

2口まで加入できる。

(ウ) 給付金

①年 金 1口加入の場合 月額20,000円 2口加入の場合 月額40,000円

②弔慰金（保護者の生存中、障害者が死亡したとき支給。ただし、加入期間が1年以上の者）

1口加入の場合 20,000円～250,000円

2口加入の場合 付加期間によって上記の額が増額。

③脱退一時金（加入者が任意で脱退したとき支給。ただし、加入期間が5年以上の者）

1口加入の場合 30,000円～250,000円

2口加入の場合 加入期間によって上記の額が増額。

心身障害者扶養共済制度加入状況

（令和5年3月31日現在）（単位：人）

町 名	加入者数	町 名	加入者数
東 郷 町	8	大 口 町	14
豊 山 町	7	扶 桑 町	9
		計	38

(2) 障害保健福祉圏域会議

愛知県では、障害保健福祉圏域内における障害者等の相談支援体制等に関する課題の共有、課題の解決に向けた検討の場として、平成21年度から各福祉圏域に「障害保健福祉圏域会議」を設置することとし、当センター管内では、尾張中部・尾張東部・尾張西部・尾張北部圏域に設置し、活動している。

ア 障害保健福祉圏域会議の組織・開催状況

(令和5年度)

名 称	対象区域	構成員	会議の庶務	令和4年度 開催状況
尾張中部障害保健福祉圏域会議	清須市・北名古屋市 ・豊山町	・市町障害福祉担当職員 ・相談支援従事職員 ・就労・生活支援センター職員	尾張福祉相談センター	圏域会議 1回
尾張東部障害保健福祉圏域会議	瀬戸市・尾張旭市 豊明市・日進市 長久手市・東郷町	・障害福祉サービス事業所職員 ・尾張各地域アドバイザー	尾張福祉相談センター	圏域会議 1回
尾張西部障害保健福祉圏域会議	一宮市・稲沢市	・管轄保健所職員 ・県障害福祉課職員	尾張福祉相談センター	圏域会議 1回
尾張北部障害保健福祉圏域会議	春日井市・犬山市 江南市・小牧市 岩倉市・大口町 扶桑町	・尾張福祉相談センター職員 ・その他必要と認める者	尾張福祉相談センター	圏域会議 2回

イ 会議検討事項

- ・ 地域の相談支援体制に関すること。
- ・ 市町自立支援協議会の運営に関すること。
- ・ 障害福祉計画及び障害児福祉計画における圏域の障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の見込量、利用実績及び提供体制の状況等に関すること。また、これらに係る今後の方策に関すること。
- ・ 地域のネットワーク構築に関すること。
- ・ 困難事例への対応に関すること。
- ・ 地域における専門的支援（障害児支援（医療的ケア児支援を含む）、権利擁護、就労支援、地域生活移行・定着支援等）に関すること。
- ・ 圏域内の市町を通ずる広域的な課題に関すること。
- ・ その他圏域会議の目的を達成するために必要な事項。

ウ 構成員

尾張福祉相談センター長が検討事項の内容に応じ必要と認める者を招集する。
会議の議長は、構成員の互選により選出する。

第3 企画・児童指導課、児童相談課

(中央児童・障害者相談センター〈児童部門〉)

1 企画・児童指導課、児童相談課の概要

企画・児童指導課、児童相談課は、児童福祉法第12条に基づく「児童相談所」として尾張地域の9市町（瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、長久手市、東郷町、豊山町）を管轄し、原則18歳未満の児童にかかる相談に応じている。

なお、行政機関としては、「中央児童・障害者相談センター」の児童部門に位置づけられている。

2 企画・児童指導課、児童相談課の業務

児童相談所は、市町村と適切な役割分担・連携を図りつつ、子どもに関する家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題又は、子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行い、もって子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護することを主たる目的として設置されている行政機関である。

かつては、あらゆる児童家庭相談について児童相談所が対応することとされてきたが、平成16年の児童福祉法改正により、平成17年4月から、児童家庭相談に応じることが市町村の業務として法律上明確にされた。住民に身近な市町村において、虐待の未然防止・早期発見を中心に積極的な取り組みを求めつつ、児童相談所の役割を専門的な知識及び技術を必要とする事例への対応や市町村の後方支援に重点化し、全体として地域における児童家庭相談体制の充実を図ることとされ、当センターとしても、地域における各機関が相互の役割や業務の内容等について正しく理解し、子どもや家庭の問題に対し共通の認識のもとに一体的な援助活動が行えるよう、市町村における要保護児童対策地域協議会運営の支援など、市町村とともに関係機関のネットワーク化を推進している。

さらに平成28年6月3日に公布された「児童福祉法等の一部を改正する法律」において市町村・都道府県（児童相談所）・国の役割と責務が明確化され、市町村は施設入所等の措置を採るに至らなかった児童への在宅支援など、身近な場所で児童や保護者を継続的に支援し、児童虐待の発生予防等を行うこととされた。そして、児童相談所は市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、専門的な知識及び技術並びに各市町村の区域を越えた広範囲な対応が必要な事例への対応を行うことを業務とし、一時保護や施設入所等の行政処分としての措置等を行うこととされた。その他、児童相談所の虐待対応件数が年々増加し、また複雑・困難な事例も増加する中で、的確・迅速な対応を行うため、児童相談所の体制強化や専門職の配置と資質向上が求められている。

○市町村援助機能

市町村による児童家庭相談への対応について、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供、その他必要な援助を行う機能（児童福祉法第12条第2項）

○相談機能

子どもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものについて、必要に応じて子どもの家庭、地域状況、生活歴や発達、性格、行動等について専門的な角度から総合的に調査、診断、判定（総合診断）し、それに基づいて援助指針を定め、自ら又は関係機関等を活用し、一貫した子どもの援助を行う機能（児童福祉法第12条第2項）

○一時保護機能

必要に応じて子どもを家庭から離して一時保護する機能（児童福祉法第33条）

○措置機能

子ども又はその保護者を児童福祉司、児童委員（主任児童委員を含む）、市町村等に指導させ、又は子どもを児童福祉施設若しくは指定発達支援医療機関に入所若しくは委託させ、又は里親等に委託する等の機能（児童福祉法第26条、第27条）

○民法上の権限

親権者の親権喪失、親権停止等の審判等の請求等、未成年後見人選任及び解任の請求を家庭裁判所に対して行うことができる。（児童福祉法第33条の7、第33条の8第1項、第33条の9）

○里親支援

里親に関する普及啓発、里親に対する相談援助、里親の選定及び里親と児童との間の調整、養子縁組に関する相談援助等を行う。（児童福祉法第11条第1項2号）

(1) 相談種別地区別受付件数

（令和4年度）（単位：件）

区分		養護相談		保健	肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害等	重症心身障害	知的障害	発達障害	ぐ犯行為等	触法行為等	性格行動	不登校	適性	育児・しつけ	その他	計
		児童虐待	その他															
令和4年度	瀬戸市	141	93	0	1	0	0	21	143	4	0	3	9	1	4	0	2	422
	尾張旭市	78	87	0	0	0	0	7	99	8	1	3	9	0	2	2	4	300
	豊明市	85	34	0	0	0	0	2	85	8	4	2	2	2	2	0	1	227
	日進市	86	44	1	0	0	0	2	100	13	4	2	5	0	0	1	3	261
	清須市	111	57	0	1	0	0	7	67	9	3	1	8	1	0	4	0	269
	北名古屋市	154	67	0	0	0	0	6	84	6	2	3	12	0	7	6	2	349
	長久手市	66	36	0	0	0	0	1	77	4	4	5	7	0	4	1	0	205
	東郷町	54	23	0	0	0	0	1	65	5	0	4	9	1	0	2	0	164
	豊山町	33	21	0	0	0	0	0	23	2	0	0	2	1	1	2	2	87
	管 外	1	16	0	0	0	0	0	0	1	2	0	3	0	0	1	12	36
	小計	809	478	1	2	0	0	47	743	60	20	23	66	6	20	19	26	2,320

(2) 相談種別対応状況

(令和4年度) (単位: 件)

区 分		面接指導			児童福祉司指導	市町村指導委託	市町村送致	家庭裁判所送致	訓戒・誓約	児童福祉施設入所	医療機関委託 指定発達支援	里親委託	障害児入所施設等への 利用契約	その他	合計
		助言指導	継続指導	あつせん 他機関											
養護	虐待	659	70	0	2	0	57	0	0	18	0	7	0	4	817
	その他	391	45	37	0	0	0	0	0	17	0	5	2	15	512
保健		3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
肢体不自由		0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	3
視聴覚障害		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
言語発達障害等		0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
重症心身障害		46	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	47
知的障害		737	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	739
発達障害		77	1	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	84
ぐ犯行為等		12	5	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18
触法行為等		0	2	2	8	0	0	1	5	2	0	0	0	1	21
性格行動		162	11	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	192
不登校		4	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
適性		22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22
育児・しつけ		49	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	52
その他		30	0	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	45
合 計		2,192	134	90	10	0	57	1	5	37	0	12	5	20	2,563

(3) 児童福祉施設等への措置等の状況

(令和4年度) (単位: 人)

区 分		乳 児 院	児 童 養 護 施 設	福 祉 型 障 害 児 設	医 療 型 障 害 児 設	指 定 発 達 支 援 関	児 童 心 理 治 療 施 設	児 童 自 立 支 援 施 設	里 親	フ ア ミ リ ー ホ ー ム	合 計
3年度末措置人員		4	49	20	1	2	11	2	19	0	108
4年度	措置人員	2	17	5	0	0	5	5	12	0	46
	解除人員	2	15	1	0	0	8	3	8	0	37
4年度末措置人員		4	51	24	1	2	8	4	23	0	117

(注) 措置変更による入所・退所を含む。

(4) 里親

○里親制度

保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童(要保護児童)の委託を受けその家庭で養育する制度。

○里親の種類

養育里親: 様々な事情により家族と暮らせない子どもを一定期間、自分の家庭で養育する里親

専門里親: 養育里親のうち虐待、非行、障害などの理由により専門的な援助を必要とする子どもを養育する里親

親族里親: 実親が死亡、行方不明、拘禁、疾病等により養育できない場合に、祖父母などの親族が子どもを養育する里親

養子縁組里親: 養子縁組によって養親となることを希望する里親

○里親登録及び委託状況

(令和4年度) (単位: 世帯)

		3年度末	委託開始	委託解除	4年度末
認定及び登録里親数		84	15	1	98
児童が委託されている里親数		27	9	11	25
養育里親	登録里親数	83	15	1	97
	委託里親数	19	7	6	20
専門里親	登録里親数	5	0	0	5
	委託里親数	4	0	0	4
親族里親	認定里親数	0	0	0	0
	委託里親数	0	0	0	0
養子縁組里親	登録里親数	48	11	1	58
	委託里親数	7	2	6	3

(注) 重複登録している里親がいるため、認定及び登録里親数と児童が委託されている里親数は内訳数の計と一致しない。

(5) 療育手帳・証明書等申請交付状況

(令和4年度)(単位:件)

年度	療育手帳				特別児童 扶養手当	障害児 福祉手当	その他
	A判定	B判定	C判定	小計			
令和4年度	234	140	334	708	46	105	222

(注1) 特別児童扶養手当、障害児福祉手当、その他は障害福祉サービスの受給のため、又は保護者等からの照会による診断書、証明書等の発行数

(注2) 療育手帳は交付・再交付・再判定の合計

(6) 一時保護状況

(令和4年度)(単位:件・日)

区 分	養 護		ぐ犯・触法		その他		合 計	
	実件数	延日数	実件数	延日数	実件数	延日数	実件数	延日数
一 時 保 護 所	130 (69)	2,331 (1,058)	2	89	1	6	133 (69)	2,426 (1,058)
児 童 福 祉 施 設	177 (102)	2,633 (1,864)	2	27	0	0	179 (102)	2,660 (1,864)
警 察	83 (40)	83 (40)	1	1	0	0	84 (40)	84 (40)
里 親	49 (14)	762 (179)	0	0	12	13	61 (14)	775 (179)
そ の 他	19 (8)	757 (598)	0	0	0	0	19 (8)	757 (598)

(注)養護の()内は、虐待の再掲。

(7) 電話相談(子ども・家庭110番)

児童がいる家庭等の悩みや問題等に対して電話相談を通して早期の適切な援助を目的とするもので、平成元年10月1日から実施している。

(令和4年度)(単位:件)

区 分	養 護	虐 待	保 健	障 害	非 行	育 成	その他	計
件 数	36	0	2	32	1	160	23	254

第4 障害者相談課

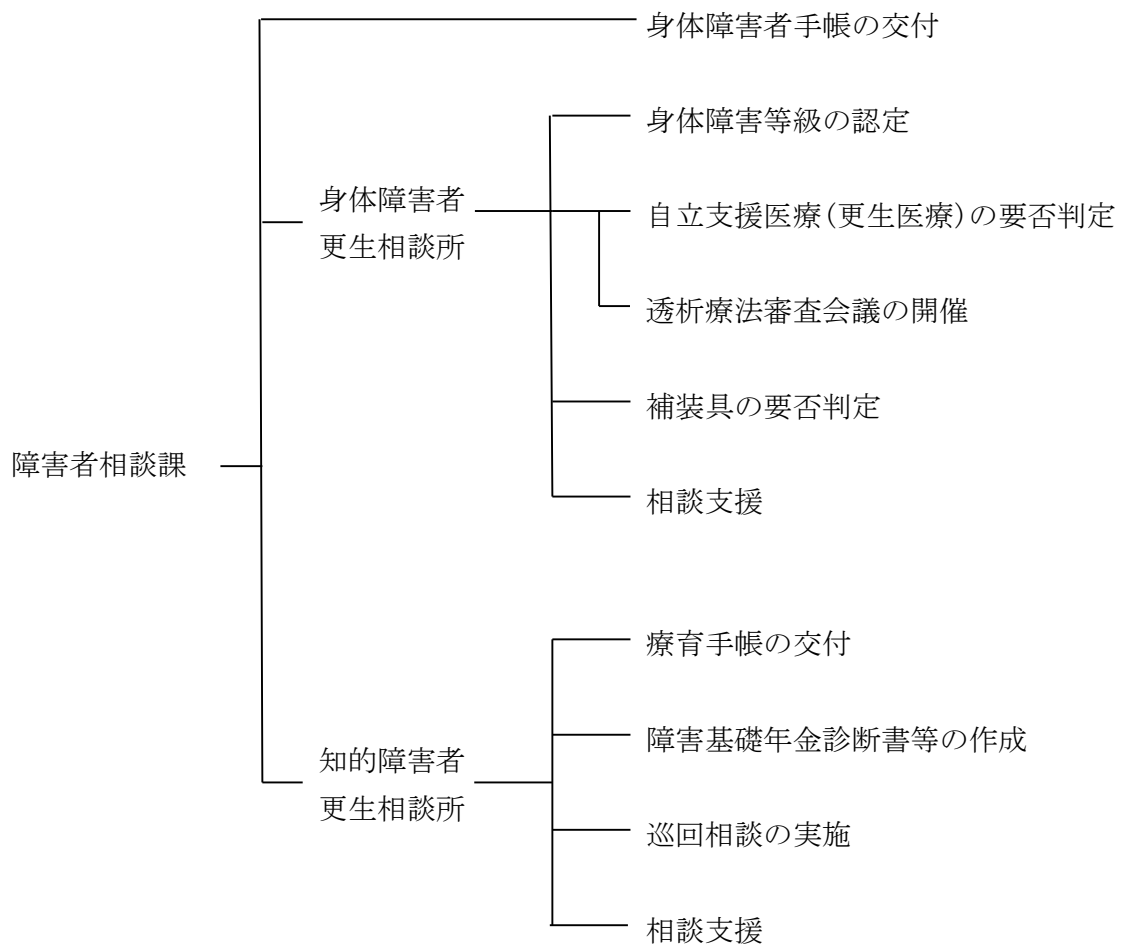
(中央児童・障害者相談センター<障害者相談部門>)

1 障害者相談課の概要

障害者相談課は、身体障害者福祉法第11条に基づく「身体障害者更生相談所」及び知的障害者福祉法第12条に基づく「知的障害者更生相談所」として、尾張、海部、知多地域の35市町村（名古屋市を除く。）を管轄し、身体障害者手帳の交付、自立支援医療（更生医療）の要否判定、補装具の要否判定、療育手帳の交付などの業務を行っている。

なお、行政機関としては、「中央児童・障害者相談センター」の障害者相談部門に位置づけられている。

(1) 主な業務



(2) 令和4年度相談実績

ア 身体障害者相談

(ア) 相談内容別件数

(単位：件)

区分	身障手帳	医学診断	更生医療	補装具	その他	計
件数	8,943	5,402	5,138	1,411	1	20,895
構成比%	42.8	25.8	24.6	6.8	0.0	100.0

(イ) 判定内容別件数

(単位：件)

区分	等級診断	医学判定	更生医療	補装具	その他	計
件数	8,846	167	4,793	1,488	3	15,297
構成比%	57.8	1.1	31.4	9.7	0.0	100.0

イ 知的障害者相談

(ア) 相談内容別件数

(単位：件)

区分	療育手帳	生活	職業	施設	その他	計
件数	2,206	112	23	0	20	2,361
構成比%	93.5	4.7	1.0	0.0	0.8	100.0

(イ) 判定内容別件数

(単位：件)

区分	医学的判定	心理学的判定	職能的判定	計
件数	147	2,151	0	2,298
構成比%	6.4	93.6	0	100.0

2 障害者相談課の業務

(1) 身体障害者手帳の交付（身体障害等級の認定）

身体障害者福祉法別表に規定する身体上の障害がある者について、指定医が作成した診断書に基づき障害等級の認定を行い、身体障害者手帳を交付する。

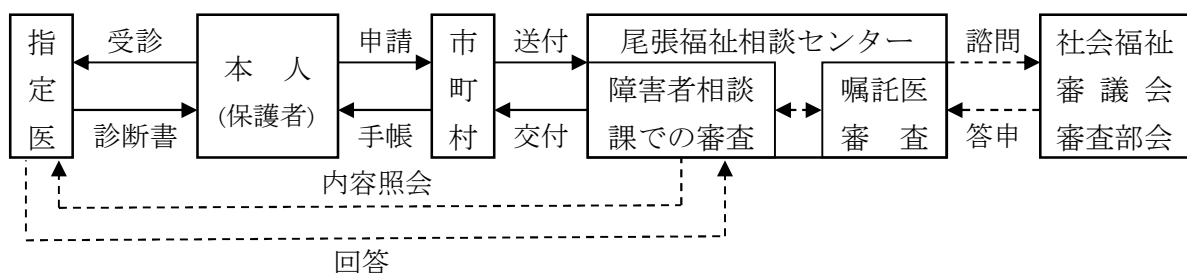
〔根拠法令〕身体障害者福祉法第15条第4項

都道府県知事は、申請に基いて審査し、その障害が別表に掲げるものに該当すると認めたときは、申請者に身体障害者手帳を交付しなければならない。

＜身体障害者福祉法別表＞

- ①視覚障害…両眼の矯正視力がそれぞれ0.1以下のものなど
- ②聴覚、平衡機能障害…両耳の聴力レベルがそれぞれ70 dB以上のものなど
- ③音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害…それぞれの機能の喪失など
- ④肢体不自由…一上肢、一下肢又は体幹の機能の著しい障害など
- ⑤心臓、腎臓又は呼吸器の機能の障害その他政令で定める障害

〔業務の流れ〕



〔身体障害の種別と等級〕

身体障害の種別と等級			重度 ← → 軽度						
種別		等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	(7 級)
外部機能障害	視覚障害		○	○	○	○	○	○	—
	聴覚・平衡機能障害	聴覚障害	—	○	○	○	—	○	—
		平衡機能障害	—	—	○	—	○	—	—
	音声・言語・そしゃく機能障害		—	—	○	○	—	—	—
	肢 体不自由	上肢・下肢機能障害	○	○	○	○	○	○	△
		体幹機能障害		○	○	○	—	○	—
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害		○	○	○	○	○	○	△	
内部障害	心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸機能障害		○	—	○	○	—	—	—
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害、肝臓機能障害		○	○	○	○	—	—	—

〔注〕 7 級については、単一の障害では手帳は交付しないが、7 級に該当する障害が 2 以上重複する場合に 6 級の手帳を交付する。

〔身体障害者手帳新規交付件数の推移〕

（単位：件）

区分		2 年度	3 年度	4 年度	構成比%
身障手帳新規交付件数		6, 288	5, 537	5, 602	100. 0
障害別内訳	視覚障害	299	240	338	6. 0
	聴覚・平衡・音声・言語・そしゃく障害	482	446	453	8. 0
	肢体不自由	2, 139	1, 804	1, 787	32. 0
	内部障害	3, 368	3, 047	3, 024	54. 0

[令和4年度 障害別・等級別身体障害者手帳新規交付件数]

(件)

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計	構成比%
視 覚 障 害		69	134	25	41	65	4	338	6.0
聴 覚 障 害		0	2	36	109	2	234	383	6.8
平衡機能障害		0	0	0	0	1	0	1	0.0
音声・言語機能障害 そしゃく機能障害		2	0	49	18	0	0	69	1.2
肢 体 不 自 由	上 肢 不 自 由	562	125	75	32	11	29	834	14.9
	下 肢 不 自 由	52	52	61	104	37	44	350	6.3
	体 幹	136	282	159	0	26	0	603	10.8
	脳 原 性 機 能	0	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	750	459	295	136	74	73	1,787	32.0
内 部 障 害	心 臓 機 能	785	0	149	85	0	0	1,019	18.2
	腎 臓 機 能	97	0	271	571	0	0	939	16.8
	呼 吸 器 機 能	41	0	261	55	0	0	357	6.4
	膀胱・直腸機能	0	0	15	644	0	0	659	11.8
	小 腸 機 能	2	1	2	0	0	0	5	0.1
	免 疫 機 能	0	7	8	3	0	0	18	0.3
	肝 臓 機 能	10	7	4	6	0	0	27	0.5
	小 計	935	15	710	1,364	0	0	3,024	54.0
合 計		1,756	610	1,115	1,668	142	311	5,602	
構成比 %		31.3	10.9	19.9	29.8	2.5	5.6		

(注) 障害区分については、代表部位で計上。

構成比は端数処理の関係で合計が 100 にならない場合がある。

(2) 自立支援医療(更生医療)の要否判定

市町村が行う自立支援医療(更生医療)費の支給の要否について判定を行う。

<更生医療>身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者で、その障害を除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるものに対して提供される、更生のために必要な自立支援医療費の支給を行うもの。

[根拠法令] 障害者総合支援法第74条第1項

市町村は、支給認定又は自立支援医療費を支給しない旨の認定を行うに当たって必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、身体障害者更生相談所その他厚生労働省令で定める機関の意見を聴くことができる。

[自立支援医療(更生医療)の支給例]

区分	支 給 例
腎臓機能障害	人工透析療法、腎移植術（抗免疫療法含む。）など
心臓機能障害	大動脈冠動脈バイパス術、弁置換術、ペースメーカー植込み術など
肢 体 不 自 由	人工関節置換術、関節形成術など
そ の 他	口唇口蓋形成術、肝臓移植術（抗免疫療法含む。）、抗HIV療法など

〔自立支援医療(更生医療)の要否判定件数の推移〕

(単位：件)

区分		2年度	3年度	4年度	構成比%
腎臓機能障害	人工透析	2,612	3,755	3,699	77.2
	免疫抑制等	400	590	597	12.5
心臓機能障害		205	227	211	4.4
肢体不自由		6	6	6	0.1
免疫機能障害		146	239	255	5.3
その他		21	30	25	0.5
計		3,390	4,847	4,793	100.0

(3) 透析療法審査会議の開催

市町村が行う自立支援医療(更生医療)のうち、腎臓機能障害に係る人工透析療法が適正に給付されるよう、「愛知県透析療法審査会議」を開催し、人工透析療法の開始・継続の要否や開始時期などについて審査を行う。

〔根拠〕 愛知県透析療法審査会議設置要領

○設置時期 昭和57年2月1日

○構成員 医師6名(任期2年)

○開催状況 毎月1回開催

〔審査件数の推移(本センター分)〕

(単位：件)

区 分		2年度	3年度	4年度
審査件数		2,612	3,755	3,699
内 訳	審査会議での審査件数	857	1,066	1,092
	その他の審査件数	1,755	2,689	2,607

(4) 補装具の要否判定

市町村が行う補装具費の支給にあたり、補装具の購入・修理・借受けについて、障害の状態や生活環境等を考慮して要否判定を行うとともに、作製された補装具の操作性や身体適合性などについて確認を行う。

〔根拠法令〕 障害者総合支援法第76条第3項

市町村は、補装具費の支給に当たって必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、身体障害者更生相談所その他厚生労働省令で定める機関の意見を聴くことができる。

〔補装具の種目〕 義肢、装具、座位保持装置、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ、盲人安全つえ、重度障害者用意思伝達装置、義眼、眼鏡、補聴器など

〔補装具の要否判定件数の推移〕

(単位：件)

区分	2 年度	3 年度	4 年度
補聴器	449	419	429
車椅子・電動車椅子	320	297	282
装 具	618	563	432
義 足	133	158	179
座位保持装置	96	120	150
意思伝達装置	11	18	12
義手	7	12	10
その他	5	16	3
計	1, 639	1, 603	1, 488

(5) 療育手帳の交付

18歳以上の知的障害者について、来所又は巡回により、知能検査、日常生活能力や介護度の評価を行い、療育手帳を交付する。

〔根 拠〕愛知県療育手帳制度実施要綱

〔判定区分〕

区分	程度	知能指数	備 考
A	最重度	I Q20 以下	・ 知能指数のほかに、日常生活能力や介護度を勘案して、障害程度を判定する。 ・ 障害程度を確認するために、一定期間ごとに再判定を実施する。
	重 度	I Q21～35	
B	中 度	I Q36～50	
C	軽 度	I Q51～75	

〔療育手帳交付件数の推移〕

(単位：件)

区分		2 年度	3 年度	4 年度
療育手帳	新 規	133	127	154
	再判定	1, 673	1, 721	1, 796
	再交付	179	200	182
計		1, 985	2, 048	2, 132

(6) 障害基礎年金診断書等の作成

知的障害者の障害基礎年金診断書や特別児童扶養手当診断書の作成、就労支援のための判定書の交付などを行う。

〔年金診断書等交付件数の推移〕

(単位：件)

区分	2年度	3年度	4年度
年金等診断書	108	115	97
判定書	477	705	477
計	585	820	574

(7) 巡回相談の実施

要介護度が高いなどの理由によりセンターに来所することが困難な知的障害者及びその保護者を対象に、身近な地域に出向いて巡回相談を実施する。

〔根 拠〕知的障害者巡回相談実施要領

〔内 容〕療育手帳の相談判定、障害基礎年金診断書等の作成など

〔実施状況〕年 32 回

(一宮市 12 回、瀬戸市 2 回、半田市 12 回、春日井市 3 回、津島市 3 回)

〔相談実人員〕令和 4 年度 67 人 (1 回平均 2.1 人)

3 参考資料

(1) 管内身体障害者手帳所持者数 (令和 5 年 4 月 1 日現在) (単位：人)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
管内合計	24,130	12,183	19,259	19,500	5,249	4,679	85,000
構成比 %	28.4	14.3	22.7	22.9	6.2	5.5	100.0

(2) 管内療育手帳所持者数 (18 歳以上) (令和 5 年 4 月 1 日現在) (単位：人)

区 分	A (重度)	B (中度)	C (軽度)	計
管内合計	6,618	4,970	4,986	16,574
構成比 %	39.9	30.0	30.1	100.0

(3) 身体・知的障害者更生相談所業務の概要

	国 【制度設計】	県【広域事務・連絡調整】		市町村 【援護の実施】
		本 庁	更生相談所	
身体障害者 更生相談所 の設置運営	○身体障害者福祉法 第 11 条 ○設置運営基準 ○更生相談所のあり 方の検討	○更生相談所設置 ○市町村への情報 提供・連絡調整 ○人材育成	○市町村支援 ・専門的な相談支援 ・医学的、心理学的、 職能的判定 ・専門的技術的援助	○更生援護の実施 ○相談支援事業所と の連携 ○自立支援協議会の 運営
身体障害者 手帳の交付	○身体障害者福祉法 第 15～17 条	○法施行細則制定 ○社会福祉審議会 ○医師の指定	○身障手帳交付 ○再交付、返還、住 所変更等の処理	○手帳交付事務 ・申請受付 ・更生相談所へ送付 ・手帳交付
障害程度 認 定	○障害程度等級表 ○認定基準、認定要 領、疑義解釈	○認定基準、認定 要領等制定 ○身障審査部会 ○異議申立対応	○障害程度の認定 ・事務的審査 ・嘱託医審査 ・身障審査部会	○障害者総合支援法 に基づく障害支援 区分の認定
自 立 支 援 医 療 (更生医療)	○障害者総合支援法 第 52～75 条 ○支給認定実施要綱	○実施要綱の制定 ○医療機関の指定 ○医療費審査支払 ○透析審査会議	○要否判定 ・事務的審査 ・嘱託医審査 ・透析審査会議	○支給事務 ・申請受付 ・更生相談所へ依頼 ・支給決定
補 装 具	○障害者総合支援法 第 76 条 ○補装具の種目及び 費用額等の基準 ○事務取扱指針	○事務処理要領の 制定 ○市町村への情報 提供・連絡調整	○要否判定 ・事務的審査 ・嘱託医審査 ○適合判定 ○市町村、補装具業 者等への助言	○支給事務 ・申請受付 ・更生相談所へ依頼 (一部種目) ・適合確認 ・支給決定
知的障害者 更生相談所 の設置運営	○知的障害者福祉法 第 12 条 ○設置運営基準 ○更生相談所のあり 方の検討	○更生相談所設置 ○市町村への情報 提供・連絡調整 ○人材育成	○市町村支援 ・専門的な相談支援 ・医学的、心理学的、 職能的判定 ・専門的技術的援助	○更生援護の実施 ○相談支援事業所と の連携 ○自立支援協議会の 運営
療育手帳の 交 付	○療育手帳制度要綱 ○運用通知	○実施要綱の制定 ○異議申立対応	○障害程度の判定 ・医学的、心理学的、 職能的判定 ・調査表判定 ○療育手帳交付 ○再交付、返還、住 所変更等の処理	○手帳交付事務 ・申請受付 ・更生相談所へ送付 ・手帳交付 ○障害者総合支援法 に基づく障害支援 区分の認定

(4) 本県における身体・知的障害者更生相談所の沿革

年	身体障害者更生相談所	知的障害者更生相談所
昭和 28	○身体障害者更生相談所設置（日赤愛知県支部内）	○精神薄弱者更生相談所設置（県社会福祉会館内） ○移転（健身会館内） ○移転（中央児童相談所内） ○心身障害者更生相談所設置（小坂井町） ※管轄区域を分割
昭和 30	○移転（県医師会館内）	
昭和 33	○移転（県社会福祉会館内）	
昭和 35		
昭和 38	○移転（健身会館内）	
昭和 44		
昭和 52	○心身障害者更生相談所設置（小坂井町） ※管轄区域を分割	
平成 14	○中央、西三河、東三河の児童・障害者相談センターに再編 ※管轄区域を分割	
平成 15	○町村の身体障害者手帳事務を県事務所から 3 センターへ移行	
平成 20	○尾張、西三河、東三河の福祉相談センターに統合	
〃	○海部、知多、豊田加茂、新城設楽の 4 センターに障害者相談機能を付加	

(5) 身体障害者手帳発行機関の推移

昭 25		昭 43		昭 51		平 14		平 15	
市 部	本 庁		身体障害者更生相談所		中央児童・障害者相談センター				
			心身障害者更生相談所		西三河児童・障害者相談センター				
					東三河児童・障害者相談センター				
町 村 部	本 庁	尾 張 事 務 所					中央児童・障害者 相談センター		
		海 部 事 務 所							
		知 多 事 務 所							
		西三河事務所					西三河児童・障害者 相談センター		
		豊 田 事 務 所			豊田加茂 事務所				
		足 助 事 務 所							
		設 楽 事 務 所			新城設楽 事務所		東三河児童・障害者 相談センター		
		新 城 事 務 所							
		東三河事務所							
名古屋市									
政 令 中 核 市					平 10～		豊田市		
					平 11～		豊橋市		
							平 15～		岡崎市
							令 3～		一宮市

令和５年度 尾張福祉相談センター事業概要
令和５年７月発行

編集発行 愛知県尾張福祉相談センター
〒４６０－０００１
名古屋市中区三の丸二丁目６番１号
電 話 ０５２－９６１－７２１１（代表）